

食品関連事業者のための

容器包装 リサイクル法

▶ 法律制定の背景

▶ 法律の仕組み

▶ 法律の対象となる 容器包装

▶ 再商品化の対象となる 容器包装

▶ 再商品化義務のある 事業者

▶ 再商品化の 3つのルート

▶ 再商品化義務量の 考え方

▶ 再商品化委託料金の 計算方法

▶ 容器包装帳簿の作成と 記載の手引き

▶ 義務を怠った場合の 罰則

▶ 識別表示のポイント

▶ お問い合わせ先

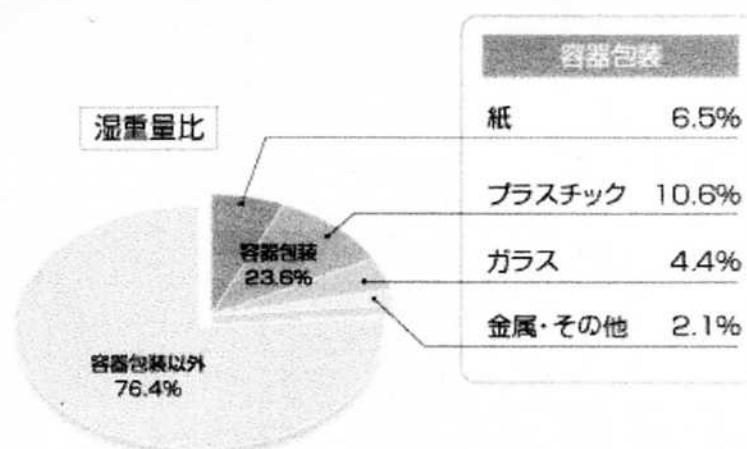
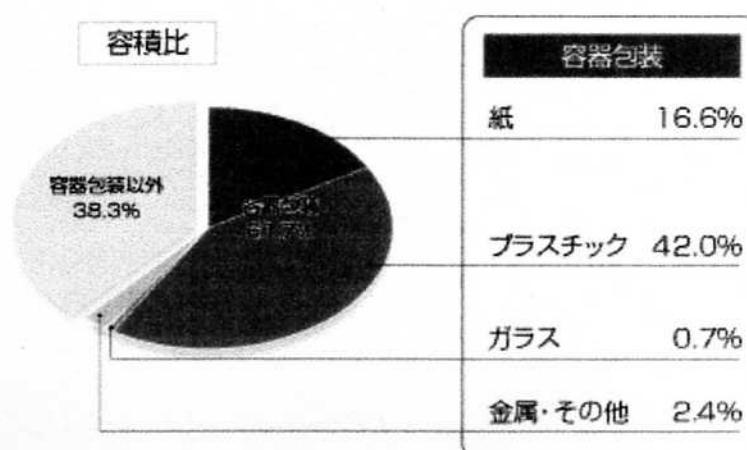
▶ トップページへ戻る

家庭からでるゴミの約62%は容器包装です。

私たちの国は大量生産・大量消費によって大きく発展しましたが、その一方で、廃棄物は増え続け、これらがもたらす環境への影響は大きな社会問題となっています。その中身をみると、容器包装廃棄物が容積比で約62%(湿重量比で約24%)と高い割合を占めています。

容器包装リサイクル法は、このような状況の中で容器包装廃棄物の減量化と再資源化を促進するために、平成7年に制定され、平成9年4月に一部施行、平成12年4月から完全施行されました。

■ゴミに占める容器包装廃棄物の割合
(平成12年度環境省調べ)





容器包装リサイクル法

リデュース リユース リサイクル
Reduce · Reuse · Recycle

2

[トップページ](#) >> 容器包装リサイクル法の改正 >> 容器包装リサイクル法の成果

容器包装リサイクル法の改正

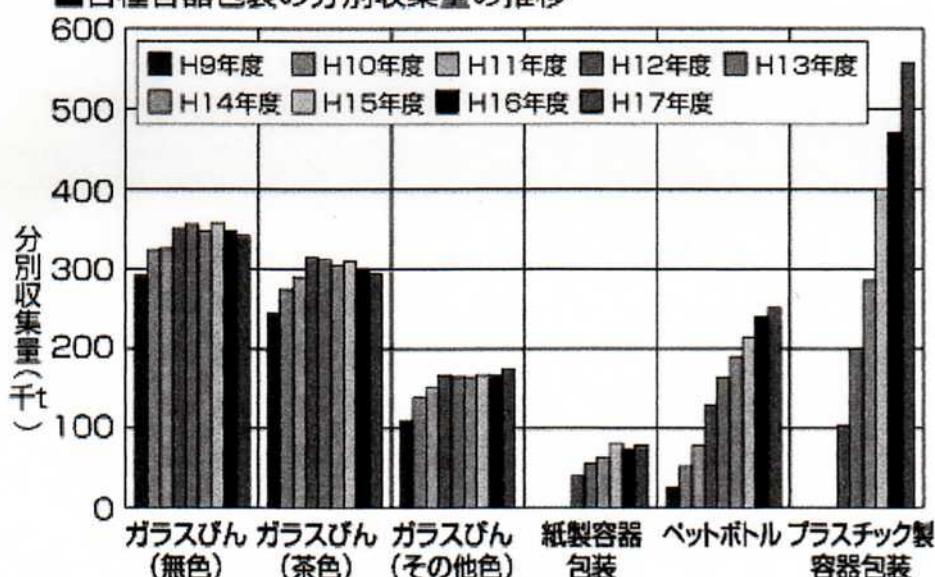
容器包装リサイクル法の改正

◆容器包装リサイクル法の成果

1. 市町村による分別収集量の増加

分別収集を実施する市町村・分別収集量は増加傾向にあります。特に、ペットボトル、プラスチック製容器包装の収集量が大幅に拡大しています。

■各種容器包装の分別収集量の推移

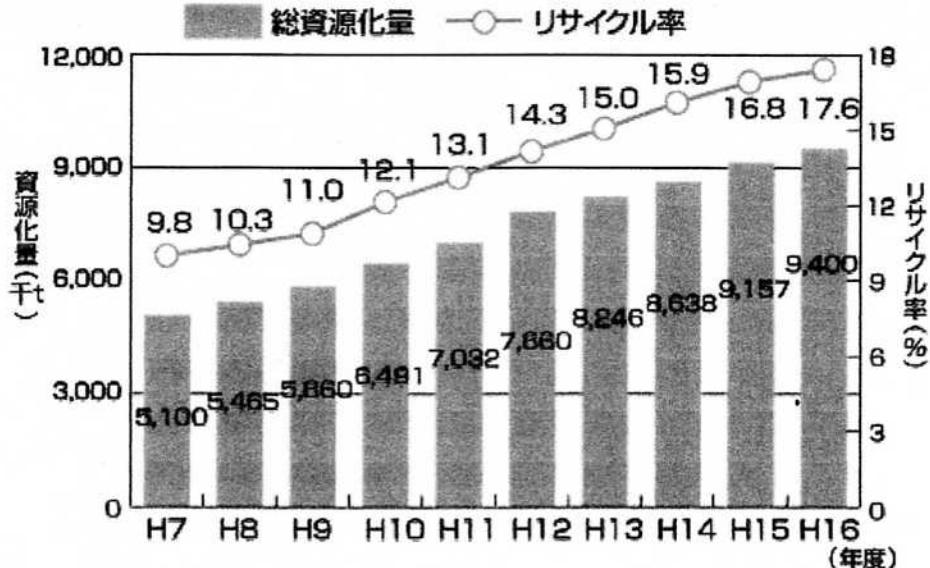


※紙製容器包装とプラスチック製容器包装は平成12年から集計しています。

2. リサイクル率の着実な増加

容器包装リサイクル法の成立後、一般廃棄物全体のリサイクル率は、増加の一途をたどっています。

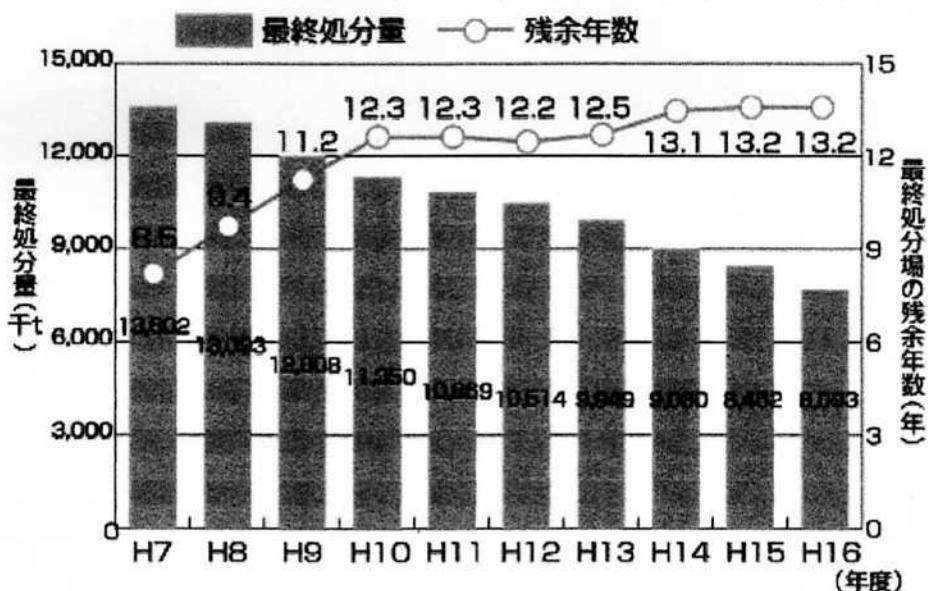
■一般廃棄物の総資源化量とりサイクル率の推移



3. 一般廃棄物の最終処分量の減少と最終処分場の残余年数の改善

リサイクルの進展もあり、一般廃棄物の最終処分量が年々減少しています。また、最終処分場の残余年数についても一定の改善が見られます。

■ごみの最終処分量の減少と最終処分場残余年数の改善



▲このページのトップへ

◆容器包装リサイクル法の課題

(1)家庭から捨てられる一般廃棄物の排出量の高止まり

家庭から捨てられる一般廃棄物の排出量は横ばいとなっています。また、家庭ごみに占める容器包装廃棄物の割合も変わらず大きなものとなっています。

4

■一般廃棄物の総排出量と1人1日当たりの排出量

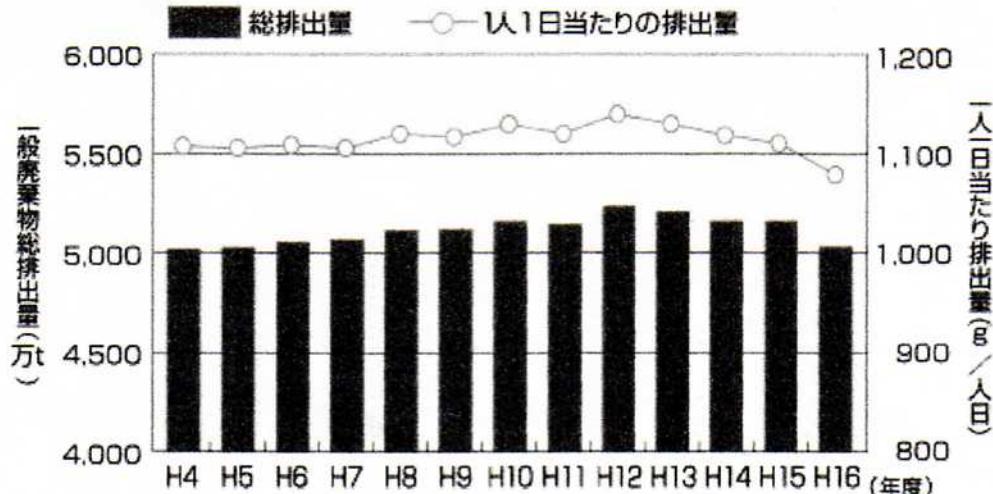


図:一般廃棄物、家庭ごみ及び容器包装廃棄物の排出量の推移

	平成9年度	平成12年度	平成15年度
一般廃棄物の排出量(千t)	51,200	52,362	51,607
家庭ごみの排出量(千t)	35,228	34,372	34,656
容器包装廃棄物の割合(容積比%)	55.53	61.76	61.32
容器包装廃棄物の割合(重量比%)	22.59	23.67	23.30

このため、リサイクルのみならず容器包装廃棄物の排出の抑制(リデュース)を一層推進する必要があります。

(2)容器包装リサイクルに関する社会的コストの増加

容器包装廃棄物の分別収集・選別保管に伴い市町村の負担が増加しています。

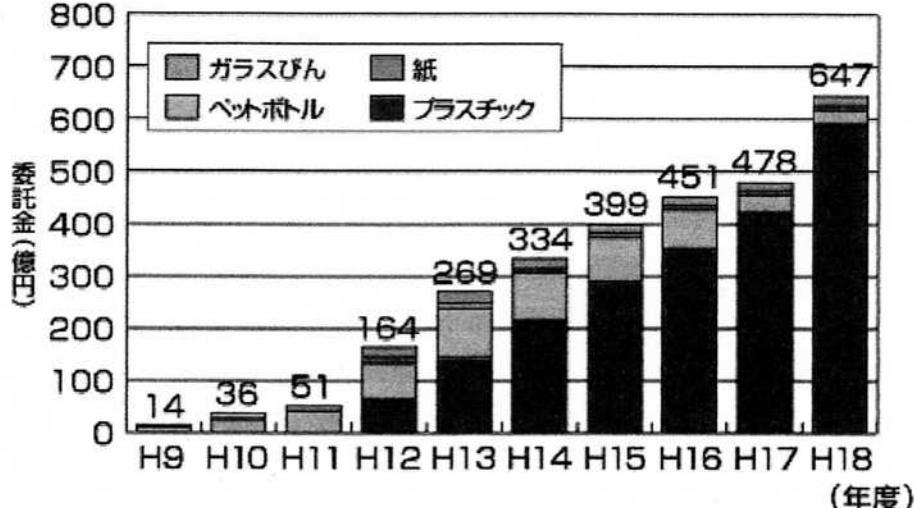
1. 市町村による分別回収・選別保管コスト:約3000億円

2. ごみ処理量の減少による焼却・埋立て費用の削減分を差し引いた容器包装リサイクル法施行後の純増分:約380億円

(環境省による平成15年度の推計)

また、特定事業者の支払う再商品化委託費も年々増加しています。

■特定事業者が負担する委託費の推移



※平成18年度は予算額

このため、分別収集・再商品化の効率化・合理化を推進し、社会的費用を抑制することが必要です。

(3)ただ乗り事業者の存在

再商品化義務が課せられているにもかかわらず義務を果たさない、いわゆる「ただ乗り事業者」が未だ一定数存在しており、事業者間の不公平が発生しています。

このため、事業者間の公平性を確保する必要があります。

(4)使用済ペットボトルの海外流出

住民と市町村の努力により集められたペットボトルの一部が海外に輸出されており、国内での再商品化の実施に支障が生じるおそれがあります。

このため、国内における円滑な再商品化を進める必要があります。

▲このページのトップへ

◆容器包装リサイクル法の見直し

平成16年からの約1年半にも及ぶ中央環境審議会等による審議、答申を踏まえ、平成18年6月に改正容器包装リサイクル法が成立・公布されました。

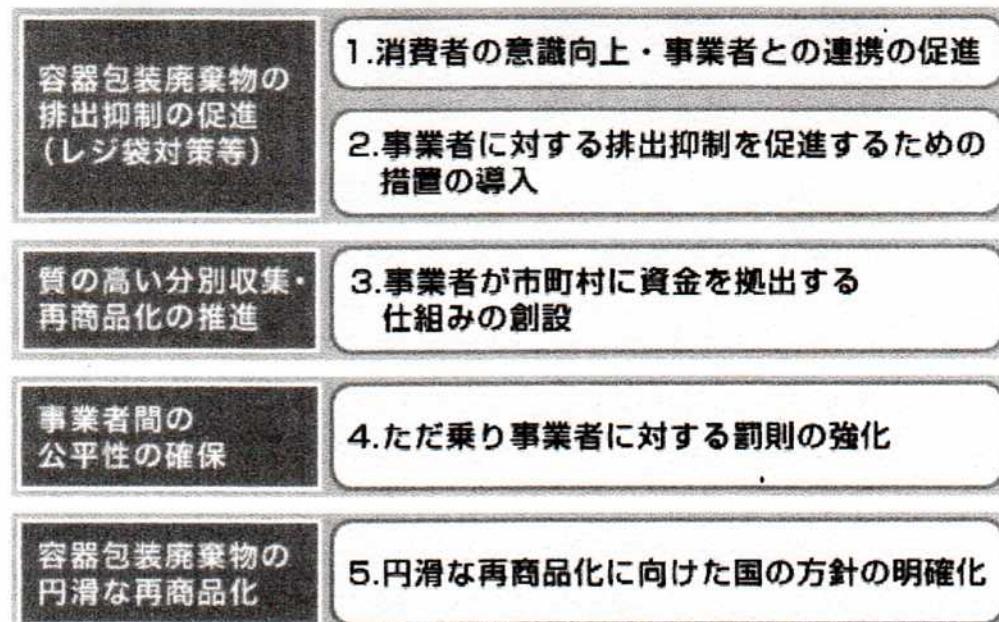
見直しの基本的方向

1. 容器包装廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進
2. リサイクルに要する社会全体のコストの効率化
3. 国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の連携

改正容器包装リサイクル法は、平成18年6月9日に成立、6月15日に公布されました。

改正容器包装リサイクル法の概要

この基本的方向に基づき、容器包装リサイクル法の課題に対応することにより、容器包装廃棄物に係る排出の抑制及び再商品化の合理化等を促進します。



▲このページのトップへ

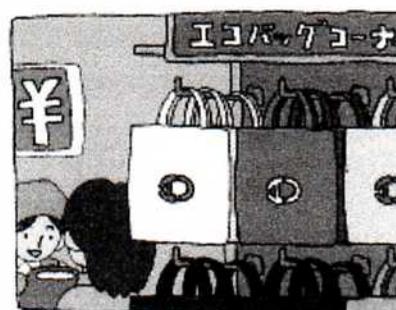
◆容器包装廃棄物の排出抑制の促進(レジ袋対策) [平成19年4月施行]

1. 容器包装廃棄物排出抑制推進員制度の創設

環境負荷の少ないライフスタイルを提案しその実践を促す影響力のある著名人の方やオピニオンリーダー等を容器包装廃棄物排出抑制推進員として環境大臣から委嘱を行うこととしました。この推進員(愛称「3R推進マイスター」)には、容器包装廃棄物の排出の状況や排出抑制の取組の調査、消費者への指導・助言等を通じて、消費者のリデュースに関する意識啓発等について幅広く御活躍いただく予定です。

2. 事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入

事業者における排出の抑制を促進するための措置として、レジ袋等の容器包装を多く用いる小売業者に対し、国が定める判断の基準に基づき、容器包装の使用合理化のための目標の設定、容器包装の有償化、マイバッグの配布等の排出の抑制の促進等の取組を求めることとしました。また、容器包装を年間50トン以上用いる多量利用事業者には、毎年取組状況等について国に報告を行うことを義務付けることとしました。



◆私たちにできること

アクション1 買い物袋を持参しよう！

レジ袋は1年間に約300億枚(1人1日約1枚)がごみになっています。また、容器包装全体の量では、容積で家庭ごみの6割を超えていています。環境省では、容器包装ごみを削減するため、マイバッグやまいふろしきを持参してレジ袋を断ることを呼びかけています。自分の買い物バッグを持って、買い物に行くことを一つの楽しみにしてみませんか。

アクション2 過剰包装を断ろう

買い物して気付くことは、ラッピングされた商品やフィルムに包まれた食品など、私たちの生活の身近にどれほどの容器包装があるかということです。レジ袋だけでなく、過剰に包装された商品はそれだけ容器包装ごみが多く出ることになります。私達の生活に本当に必要な容器包装は何かを考え、簡易包装化された商品や、昔ながらの包装を用いない量り売りの商品を選択してみませんか。

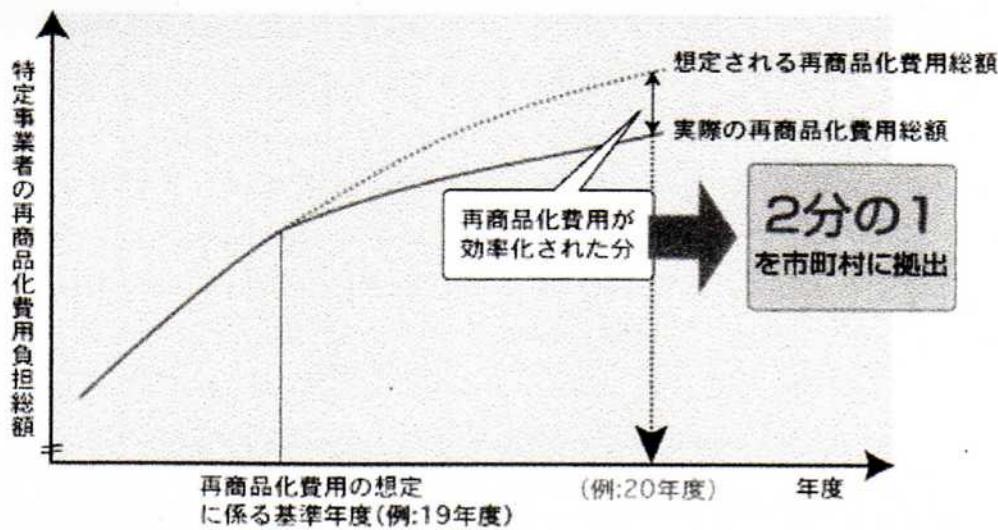
▲このページのトップへ

◆質の高い分別収集・再商品化の推進 [平成20年4月施行]

3. 事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設

容器包装廃棄物の分別収集は市町村が行い、再商品化は事業者が行っていますが、市町村が質の高い分別収集(異物の除去、消費者への適正な分別排出の徹底等)を実施した場合、再商品化処理コストが低減され、当初想定していた再商品化費用を下回ることとなります。

このように、容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化を図るために、実際に要した再商品化費用が想定額を下回った部分のうち、市町村の分別収集による再商品化の合理化への寄与の程度を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みを創設しました。各市町村への資金の拠出については、より効果的・効率的に容器包装に係る3Rを推進する観点から、市町村ごとの分別基準適合物の質やこれによる再商品化費用の低減額等に着目して行うことを検討しています。



▲このページのトップへ

◆事業者間の公平性の確保 [平成18年12月施行]

4. 再商品化の義務を果たさない事業者(ただ乗り事業者)に対する罰則の強化

特定事業者の役割…再商品化(リサイクル)義務の履行

容器包装(商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。)を利用して商品を販売する事業者や、容器を製造・輸入する事業者は、特定事業者として再商品化義務を負います。再

商品化義務の履行する方法として、指定法人((財)日本容器包装リサイクル協会)が、特定事業者からの委託を受けて再商品化(リサイクル)を実施しており、特定事業者は、この協会に委託料を支払うことにより、再商品化義務を果たしたものとみなされます。

ただ乗り事業者とは？

特定事業者であって再商品化義務を負っているにもかかわらず、再商品化義務をきちんと果たしていない(再商品化費用を払っていない、過少に払っている)事業者をいいます。

今回の改正では、このただ乗り事業者対策を強化するため、主務大臣からの命令があつたにもかかわらず、再商品化義務の履行を適切に果たさない場合の罰則が50万円以下の罰金から、100万円以下の罰金に引き上げられました。

このほか罰則では、容器包装多量利用事業者による排出抑制促進の違反について50万円以下の罰金が、事業者による定期報告・報告徴収の義務違反について20万円以下の罰金が新たに設けられました。

▲このページのトップへ

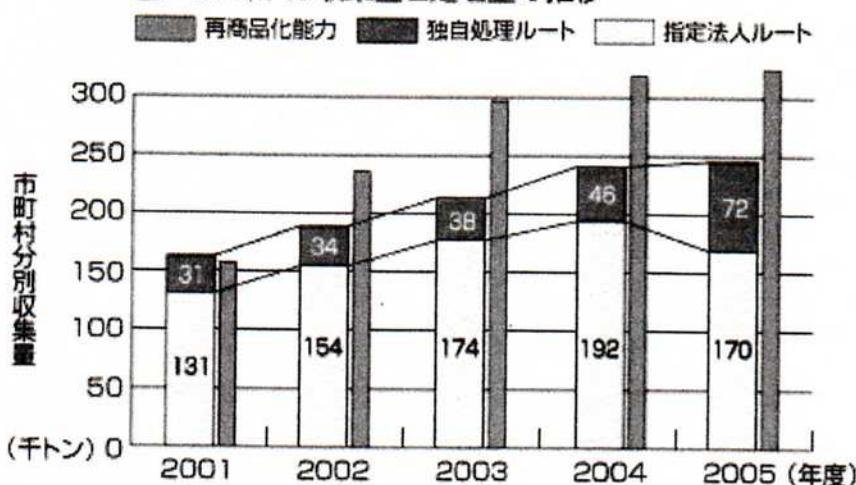
◆容器包装廃棄物の円滑な再商品化 [平成18年12月施行]

5. 円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化

ペットボトルが国外に流出

使用済みペットボトルは、原油価格の高騰や資源としての価値の高まりを受け、年間約20万トン(2004年度時点)が中国、香港等の国外へ流出しており、国内の円滑な再商品化の実施に支障を来すおそれがあります。このため、容器包装廃棄物の円滑な再商品化を図るため、「再商品化のための円滑な引渡し」を基本方針に定める事項に追加して国の方針を明らかにすることとしました。

■ペットボトル収集量と処理量の推移



これを受け、新たな国の方針として、

- (1)市町村は、自ら策定した分別収集計画に従い、再商品化施設の施設能力を勘案して、指定法人等に分別基準適合物を円滑に引き渡すことが必要であること、
- (2)市町村の実情に応じて指定法人等に引き渡されない場合にあっても、市町村は、再商品化施設の施設能力を勘案するとともに、それが環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認し、住民への情報提供に努める必要があることが明らかにされました。今後はこの基本方針に基づき、我が国における円滑な再商品化を推進していくこととしています。

▲このページのトップへ

◆その他

プラスチック製容器包装のサーマルリカバリー[平成19年4月施行]

市町村による分別収集の拡大により、今後の5年間でプラスチック製容器包装の分別収集量が再商品化可能量を上回る可能性があることから、このような場合の緊急避難的・補完的な対応として、プラスチック製容器包装を固形燃料等の原材料として利用することを再商品化手法として認めることにしました。

ペットボトルの容器包装区分の変更[平成20年4月施行]

容器包装区分のうちペットボトルについては、現在「しょうゆ・飲料」を容れたペットボトルに限られていますが、それ以外の商品を容れたペットボトルにも再生利用に適したもののが存在することから、新たにペットボトル区分の中にめんつゆ、ノンオイルドレッシングの調味料等再生利用に適した商品を入れたペットボトルを追加することにしました。具体的な商品については現在検討中であり、今後具体的に定めていく予定です。

▲このページのトップへ

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [著作権・リンクについて](#) [ヘルプ・よくある質問](#)

容器包装リサイクル法とは

1. 容器包装リサイクル法制定の背景と必要性

わが国の経済は「大量生産・大量消費」により、目ざましい発展を遂げてきました。しかしその一方で、「大量生産・大量消費」によって生み出された廃棄物は増大の一途をたどり、それらの最終処分場、焼却設備の立地はますます困難な状況となりました。増大し続ける廃棄物に対し、生産者として、また消費者としてどのように対応していくかが、21世紀に向けた良好な環境の維持とわが国経済の持続的な発展にとって重要な課題となっていました。

廃棄物の減量化を図るうえでもっとも有効なことは、まずは、廃棄物の発生を極力抑制するか又は使用済製品の再使用を図ること。次に、廃棄物として排出されてしまったものについて、極力リサイクル(再商品化)を推進することです。これらのが限りある資源の有効利用につながります。

また、一般廃棄物のうち、容量で約56%、重量で約23%(出典:平成9年度厚生省調べ)を占める容器包装廃棄物についての適正な処理が緊急の課題となりました。

このため、平成7年6月、循環型の新しいリサイクル社会の構築をめざす「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」が制定されました。続いて、家電、食品、建設資材、自動車の各リサイクル法も制定され、これらが循環型社会を実現させるための法体系をつくっています。(循環型社会の形成の推進のための法体系図)

この法律は、家庭から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、「消費者が分別排出し」「市町村が分別収集し」「事業者が再商品化(リサイクル)」するという各々の役割分担を規定するもので、この体制整備により、効果的なリサイクルシステムの構築を目指したものであります。

容器包装リサイクル法は施行から10年後に見直しを行うことが法律に規定されていたため、施行後10年に当たる2005年に合わせて、容器包装リサイクル法の見直しに係る検討が行われました。

検討の結果、容器包装のリサイクルが着実に進展し、

- 循環型社会構築に寄与した
- 市民のリサイクル意識が向上した
- 事業者による容器の軽量化やリサイクルしやすい設計・素材選択が進展した
- 最終処分量が年々減少し、一般廃棄物の最終処分場の残余年数が改善された
(平成7年度8.5年 → 平成15年度13.2年)

という成果が得られました。

その一方で、

1. 容器包装廃棄物の発生抑制・排出抑制等が不十分である

- 3Rのうち、リデュース・リユースの取組みが不十分
- 事業者の取組みがバラついている
- 市町村の取組にもバラツキがあり、消費者の取組も不十分
- 社会的コストの抑制が必要である

2. 市町村の分別収集コスト、事業者の再商品化コストが増大している

- とりわけプラスチック製容器包装が問題
- 費用対効果をいかに高めるか

3. 市民の環境意識のより一層の向上に取り組むべきである

- 環境意識は高まっているが、分別排出の徹底、発生抑制への取組みなど市民一人ひとりの具体的な行動につながっていない

4. 最終処分場制約への対応が引き続き必要である

- 最終処分場の新規立地が困難な中で、残余容量は横ばいである

といった課題があげられました。

そのため、平成18年12月1日に施行された改正容器包装リサイクル法の目的として、新たに「発生の抑制」が追加されました。

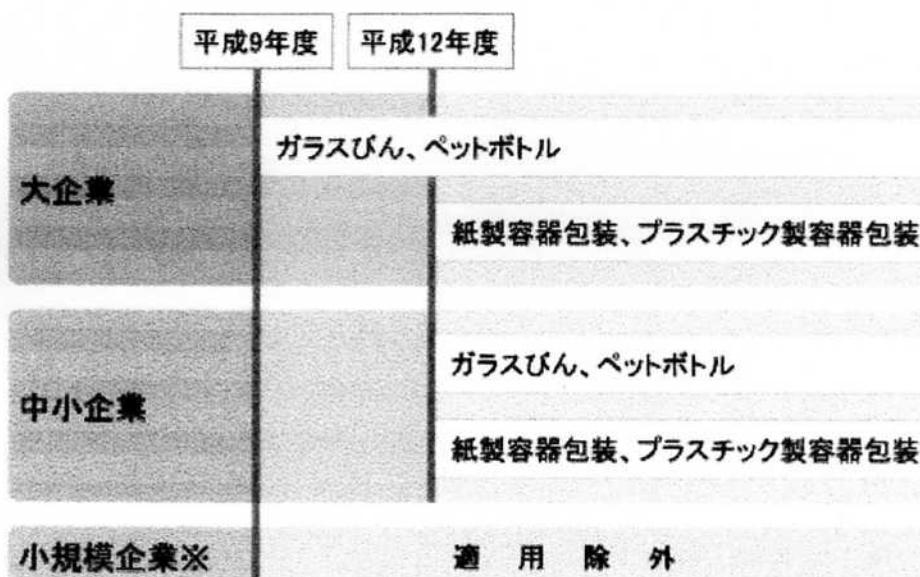
また、容器包装削減に関する具体的な手段として、レジ袋等の発生抑制に向けた施策が示され、事業活動において容器包装を利用する事業者のうち、容器包装の過剰な使用の抑制、その他容器包装の使用的合理化を行うことが特に必要な業種として政令で定めた業種に属する事業を営む事業者(指定容器包装利用事業者)に対して容器包装削減の努力義務を課すとともに、指定容器包装利用事業者(特定容器利用事業者または特定包装利用事業者であるものに限る。)のうち、当該小売業において用いた前年度の容器包装の量が50トン以上の事業者(容器包装多量利用事業者)に対しては、削減実績の国への定期報告義務などが定めされました。

なお、容器包装のリサイクル(再商品化)にかかるコストの削減効果は、事業者と市町村の双方の努力の成果であるという考え方に基づき、結果的に削減することができたりサイクル費用の半額を市町村に拠出する仕組みも作られることになりました。

施行状況(経済産業省リサイクル推進課 平成15年度「容器包装リサイクル法説明資料」よりその後の施行状況を追加)

平成 7年	6月	成立・公布
	12月	第1段階施行(基本方針、再商品化計画、指定法人関係)
平成 8年	6月	第2段階施行(分別収集計画関係)
平成 9年	4月	本格施行(再商品化事業開始) 対象品目:ガラスびん(無色、茶色、その他色)及びペットボトル リサイクル義務を負う企業:大企業
平成12年	4月	完全施行 対象品目:上記に加え紙製容器包装及びプラスチック製容器包装 リサイクル義務を負う企業:上記に加え中小企業(ただし、小規模企業は対象から除外)
平成16年	7月	審議会等における見直し議論
～平成18年	1月	
平成18年	6月	改正容り法成立・公付
改正容り法施行(3段階)		
平成18年	12月	施行(定義の変更、排出抑制等)
平成19年	4月	施行(指定容器包装利用事業者、容器包装多量事業者等)
平成20年	4月	施行(市町村への資金拠出金等)

再商品化義務の対象品目及び事業者の推移



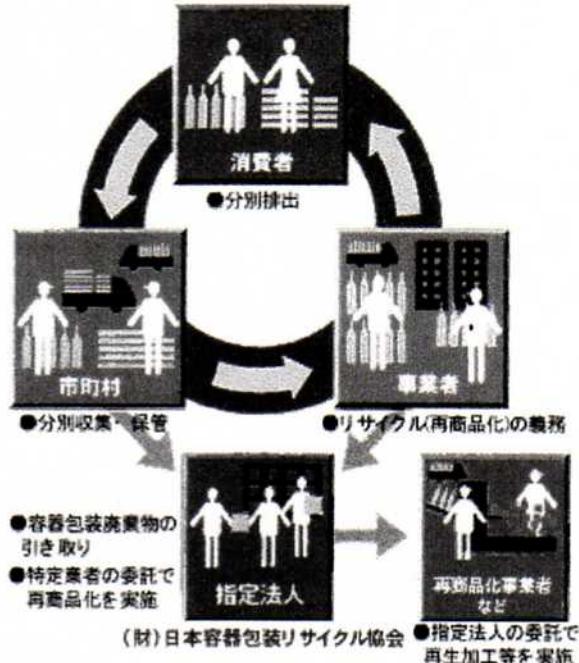
《小規模企業》※小規模企業の条件は以下

業種	製造業等	商業、サービス業
売上高	2億4千万円以下	7千万円以下
従業員数	かつ20名以下	かつ5名以下

(平成19年4月2日)

容器包装リサイクル法とは

2. 消費者ー市町村ー事業者および指定法人の役割分担



【消費者】

消費者は、市町村の定める容器包装廃棄物の分別収集基準にしたがって徹底した分別排出に努めるとともに、マイバッグを持参してレジ袋をもらわない、簡易包装の商品を選択する、リターナブル容器を積極的に使うなどして、ごみを出さないように努めます。

【市町村】

家庭から排出される容器包装を分別収集します。また、特定分別基準適合物事の分別収集に関する5ヵ年計画を策定し、公表します。

【事業者】

事業者は容器包装の利用または製造・輸入量に応じてリサイクルの義務を負います。

【指定法人(財団法人日本容器包装リサイクル協会)】

- ・申込みのあった市町村から、容器包装廃棄物を引き取ります。
- ・特定事業者からの委託により、特定事業者に代わって容器包装廃棄物の再商品化を行います。

※容器包装のリサイクルをスムーズかつ的確に進めるため、容器包装リサイクル法に基づき「財団法人日本容器包装リサイクル協会」が「指定法人」として設置されています。

【再商品化事業者】

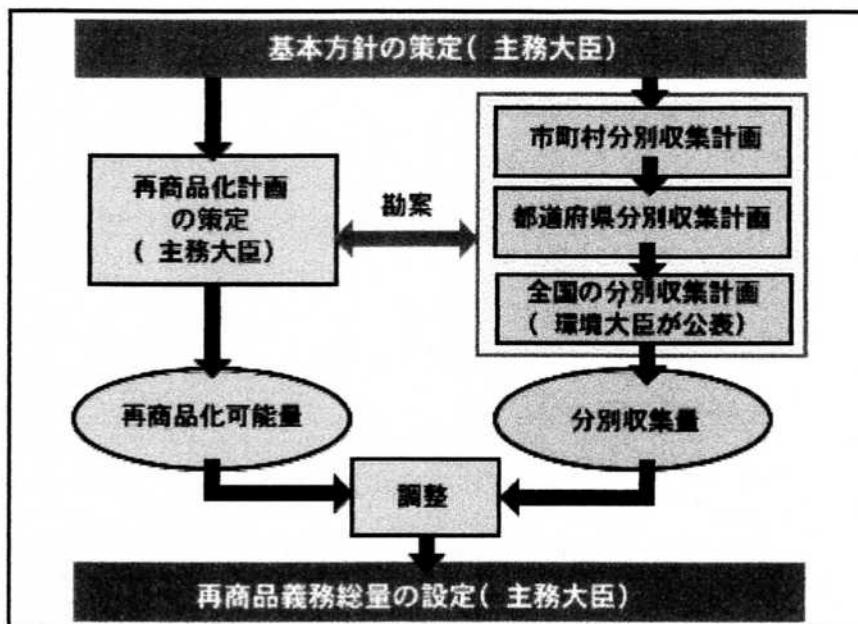
指定法人の委託を受けて容器包装を運搬・再生加工し、新たな「資源」へと生まれ変わらせます。

出典：通商産業省「平成11年度版容器包装リサイクル法—2000年4月の完全施行に向けてー」を基に作成

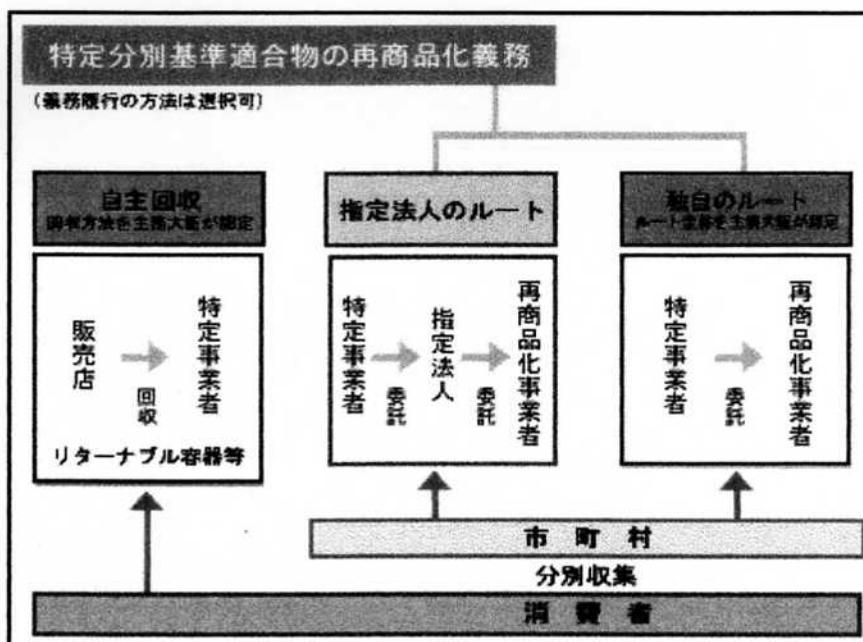
容器包装リサイクル法とは

3. 容器包装リサイクル法のフレーム

[1]国が年度ごとに「再商品化義務総量」を設定します



[2]消費者、市町村、事業者の協働によって、再商品化が行われます。



容器包装リサイクル法とは

4. 容器包装リサイクル法の対象となる容器包装

【容器包装の定義】

容器包装リサイクル法でいう「容器包装」とは、商品を入れる「容器」および商品を包む「包装」(商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。)であり、商品を消費したり商品と分離した場合に不要となるものです(法第2条第1項参照)。

なお、「容器包装」は「特定容器」と「特定包装」に2分されます。

－「特定容器」：容器包装のうち、商品の容器であるものとして主務省令で定められたものを指します。

－「特定包装」：容器包装のうち、特定容器以外のものを指します。

【「容器包装」に該当すると】

容器包装リサイクル法上の「容器包装」に該当すると、基本的には、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者がリサイクル(再商品化)を行う対象となります。

【「容器包装」に該当するかどうかの目安】

「容器包装」に該当するかどうかの判断の目安は下表のとおりです。

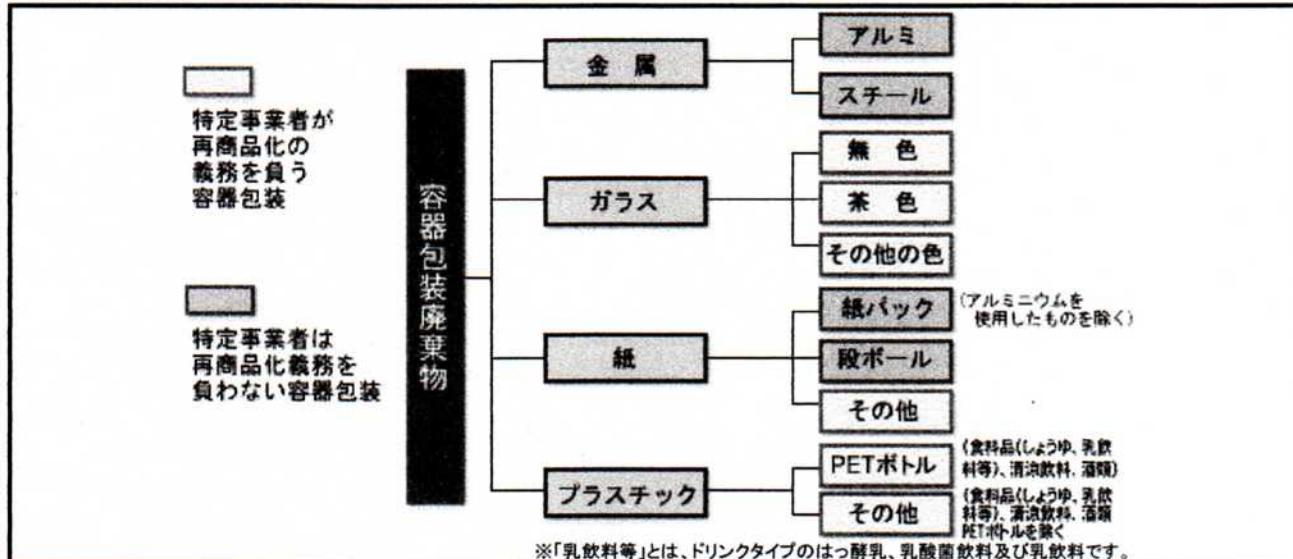
●「容器包装」の4つの判断基準

(1)	容器または包装であるもの
(2)	商品を入れているものや商品を包んでいるもの
(3)	中身の商品と分離した場合に不要となるもの
(4)	社会通念上、容器包装であると概ね判断可能なもの

このうち(1)から(3)までについては法律上の定義から直接導かれるもの、(4)については広範囲に及ぶ本法の関係者が、当該物が「容器包装」であることを容易に判断できることが求められることから、容器包装であるか否かは基本的に社会の通念に沿って判断されるべきとの考え方に基づくものです。

なお社会通念によっても、容器包装であるか否かが不分明であり、一律に整理することの困難なケース(中仕切り、台紙、緩衝材等)については、容器包装と位置付けられなかった他のものとの関係で不公平が生じないか、法目的の一つであるごみの減量や制度の円滑な運用を図る上で不都合が無いかなどの観点を考慮して主務省が判断の基準を示します。

● 容器包装リサイクル法の対象となる容器包装



容器包装リサイクル法とは

5. 再商品化義務の対象となる容器包装

下表の4区分の容器包装が再商品化義務の対象になります。

● 再商品化義務対象となる容器包装の区分

容器包装区分		素材・形状	
1 ガラス製容器	主としてガラス製の容器(ほうけい酸ガラス製および乳白ガラス製のものを除く)であって、次に掲げるもの	(1)びん(瓶) (2)カップ形の容器およびコップ (3)皿 (4)[(1)～(3)]に準ずる構造・形状などを有する容器 (5)容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの	
2 PETボトル	主としてポリエチレンテレフタレート製の容器(食料品(しょうゆ)、乳飲料等)、清涼飲料、酒類)を充てんするための)であって、次に掲げるもの	(1)びん(瓶) (2)[(1)]に準ずる構造・形状などを有する容器	複数素材からなる容器包装の判別法
3 紙製容器包装	主として紙製の容器包装(段ボールを主とするものとアルミ不使用の飲料容器を除く)であって、次に掲げるもの	(1)箱およびケース (2)カップ形の容器およびコップ (3)皿 (4)袋 (5)[(1)～(4)]に準ずる構造・形状などを有する容器 (6)容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの (7)容器に入れられた商品の保護または固定のために、加工・当該容器への接着などがなされ、当該容器の一部として使用される容器 (8)包装	容器包装を構成する素材のうち最も重いもの(重量ベースで最も比率が高いもの)に分類します。
4 プラスチック製容器包装	主としてプラスチック製の容器包装(上記の「2 PETボトル」以外のもの)であって、次に掲げるものの	(1)箱およびケース (2)びん(瓶) (3)たる及びおけ (4)カップ形の容器及びコップ (5)皿 (6)くぼみを有するシート状の容器 (7)チューブ状の容器 (8)袋 (9)[(1)から(8)]までに掲げるものに準ずる構造・形状等を有する容器 (10)容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの (11)容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工・当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器	

※「乳飲料等」とは、ドリンクタイプのはつ酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料です。

ただし…

素材・形状の点では上表に該当するものであっても、以下の場合には「容器包装」の対象外になります。

● 容器包装の「対象外」となるものの例

条件	具体例
中身が「商品」ではない場合	・手紙やダイレクトメールを入れた封筒 ・景品を入れた紙袋や箱 ・家庭で付した容器や包装など
「商品」ではなく「役務(サービス)」の提供に使った場合	・クリーニングの袋 ・レンタルビデオ店の貸出用袋 ・宅配便の袋や箱(ただし、通信販売用の容器として用いた場合は対象)
中身商品と分離して不要にならない場合	・日本人形のガラスケース ・CDケース ・楽器やカメラのケース

資源7倍、ごみ7倍になる リサイクル

第5章

環境問題を弄ぶ人たち

「環境トラウマ」に陥った日本人

本当の環境問題の一つは石油の枯渇

現代農業は石油に依存しきっている

石油がなくなれば地球を温暖化する手段を失う

石油を前提とした日本人の生活システム

石油がなくなれば農業の生産性も著しく落ち、食糧危機へと発展する

農業の衰退と自国で生産されたものを食べないことによる弊害

身土不二的な暮らしの大切さ

工業収益の一部を農業や漁業に還流すべき

石油が枯渇すれば地球温暖化は自動的に解消する

人間から運動能力や感性を奪っていく「魔人工学」

根源的な意味での現代の環境破壊とは何か

安全神話の崩壊と体感治安の悪化

失われつつある日本人の美点

おわりに 220

ペットボトルのリサイクルで環境を汚している

環境問題にまつわるさまざまなウソを取りあげていくが、まずはペットボトルのリサイクルから話を進めよう。

読者の多くはペットボトルを毎日のように分別しているだろうし、分別するのは面倒だからしていないという人も「環境が大切だから、本当はペットボトルを分別しなければならない」と後ろめたく思っていることが多い。

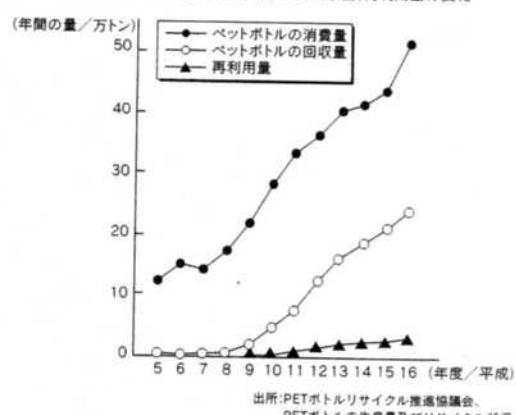
しかし、本当は逆なのである。事実から示していきたい。

ペットボトルのリサイクルを始めた平成5年（1993年）から平成16年（2004年）までのペットボトルの消費量、回収量、再利用量を図表1-1に示した。黒丸を結んだ一番上の線は「ペットボトルがどのくらい売れたか」という販売量の実績である。ペットボトルの消費量と言ってもいい。

ペットボトルの販売量を示す線と、ペットボトルの分別回収量を示す線は平行になっており、両方とも増え続けている。これが意味するところは次のことだ。

平成5年にペットボトルは12万トン販売された。当時はほとんど分別回収が行われていなかったので、この12万トンはそのままごみになっていた。そして分別回収が進んできた平成8年になると、販売量は18万トンで回収量は0.5万トンとなった。しかし、回収されたペットボトルはまだ利用されていなかったので、ごみは6万トン増えた。

図表1-1 ペットボトルの消費量と回収量、再利用量の変化



それから、「分別回収量が増える」につれて「販売量もウナギ登りに増える」結果となった。図表1-1からも、ペットボトルの分別回収が進むと販売量、つまり消費量が増えたことがわかる。これが「平行線」の意味である。

確かに、リサイクルをしようということになったのは、「大量消費はもう止めよう！」ということからではなかったか。

それなのに、ペットボトルの分別回収が進むと消費量も上がり、その上がり方も半端ではない。1年間に販売されるペットボトルは12万トンから50万トンを越えるまでになった。国民一人当たりで言えば、500mlペットボトル換算で8日に1本の割合で使っていたペットボトルを2日に1本の割合で使うように

なったのだ。

分別回収は大量生産、大量消費を加速している。

どうしてこんなことになったのだろう。

ペットボトルは大変に便利だが、同時にものすごく「かさばる」。分別して10本もごみ袋に入れたらもう一杯になる。だから、ペットボトルを廃棄物貯蔵所に持ち込んだらたちまち貯蔵所は満杯になって、捨てる場所がなくなり、日本の環境は破壊されるとみんなが思った。だから分別回収してもう一度、使おうということになったはずである。

つまり、リサイクルすればペットボトルの販売量は減るはずだった。それなのに逆に販売量は4倍に増えている。予想や常識とは異なっているが、あなたがペットボトルを分別すればするほど、日本の大量消費を後押ししていることになる。

|| 分別回収した方がごみが増える？

次に、ごみはどうなったのだろうか。

黒丸の線がペットボトルの消費量で、白丸の線が分別回収量なので、その差が家庭や事務所から「ペットボトルの形をしたまま捨てられたごみ」である。そのごみはリサイクルが始まった当初、平成5年は消費量12万トンだったが、平成16年はペットボトルの消費量が51万トンで、分別回収量が24万トンだ。差し引き27万トンがごみとして捨てられている。

分別回収するとごみが倍になった！

14 第1章 資源ア倍、ごみア倍になるリサイクル

とになるし、おまけにお金も余計にかかると予想していたのである。さすがは環境団体である。普通の人がまだ環境のことを見直していなかった時に鋭い指摘をしている。そして、事実もその通りになった。

もちろん、ペットボトルを製造したり販売したりする方は商売に関わるから、反撃に出た。

|| 大新聞が変えたリサイクルへの流れ

容器包装（ガラス製容器、ペットボトル等）の製造事業者などへのリサイクル義務付けを取り決めた「容器包装リサイクル法」が制定された平成7年（1995年）の翌年、東京と首都圏の自治体の代表者がペットボトルを販売している「全国清涼飲料工業会」に文句を言いに行った。

この「全国清涼飲料工業会」は国内の飲料メーカーが600社も集まっている団体だが、その専務理事は「そんなことを言ったって、私たちは消費者が買うから売るだけだ。会員に売るのを止めろと言うわけにもいかないし、国際的な関係もある」と突っぱねた。

相前後して、飲料メーカーに強力な助っ人が現れていた。ペットボトルのメーカーにとってはさしづめ救世主といったところだろう。それは朝日新聞だった。1994年10月24日の社説は「ゴミの世界が大きく変わる」というタイトルでこう言っている。「（ペットボトルのリサイクルは、）私たちの暮らしから自治体

なんということだろうか。平成5年まではごみの分別などしなくて良かった。それを「分別すると大量消費が止まり、ごみも減る」というから苦労してごみを分別して出すようになった。それなのに、大量消費をさらに拡大し、ごみも増えるというならば分別はなんのためにやっているのか。

実は、ペットボトルの分別回収が始まろうとしていた頃、日本の環境団体はペットボトルのリサイクルに反対していたのである。今では環境を守るためにトッピングのように言われているリサイクルだが、最初は「環境に悪い」と信じられていた。

「あいちごみ仲間ネットワーク会議」というごみ問題の団体がある。その代表である岩月宏子さんが、次のように発言している。

「（小さなペットボトルが販売されると）小さくて気軽に飲むようになり、量が増えると、それだけ回収しにくくなる。空き缶みたいな感覚で、道端に捨ててしまう人もいるだろう。大量投棄に拍車をかける」

実際に的確な予想だった。さすが環境に关心のある人だけに正しい見方をしていた。

また、「ペットボトルをやめさせる会」という会もあり、その事務局は「ペットボトルの回収が始まると、自治体が負担する年間の回収費が清涼飲料関係だけで563億円になる」と試算して反対していた。これも正しい。

ペットボトルの分別回収をすると、逆に大量消費を進めるこ

15

のゴミ収集、企業の生産まで、幅広く影響が及ぶ。しかし、深刻なゴミ問題を乗り切るため、みんなが新たな役割を担う時代になった、と考えよう。

包装・容器類は、家庭から出るゴミのうち、容積で約6割、重量で約3割を占め、その割合は高まる一方だ。使い捨てが増え、こうした資源ゴミのリサイクル率は、まだ約3%に過ぎない。資源を有効に利用し、ゴミを減らすために、厚生省の新方針は支持できる」

つまり日本社会がペットボトルを扱いかねていた時、「リサイクルすれば良いじゃないか」という「解決策」の音頭を朝日新聞の社説がとったのである。いつも、マスコミはこのようなタイミングで登場する。しかし、厚生省がどういう狙いでリサイクル政策を打ち出してきたか、この記事を書いた人はおそらくわかっていたらうが、そこにはあえて触れなかったのだ。

この記事を読んで庶民は賛同し、国のお金を狙っている人々はほくそえんだ。

こうして、日本社会の流れは決定的になり、そこから「リサイクル社会」へ一直線に突入する。果たしてこの社説が言うように、リサイクルは「資源を有効に使用し、ごみを減らすため」に役立ったのだろうか。

|| ペットボトルの販売量は飛躍的に増えたが、再利用は増えていない

再び、先ほどの図表1-1を見てみよう。

16 第1章 資源ア倍、ごみア倍になるリサイクル

17

まず第一に、ペットボトルのリサイクルは大量消費をさらに加速した。これは消費量の増加でハッキリわかる。

環境団体が言っていたようにリサイクルするということでみんなが安心してしまう。なにしろ消費者にとっては「リサイクル」も「ポイ捨て」も同じなのである。飲み終わったペットボトルをごみ箱に入れればポイ捨て、その隣にある「リサイクル回収箱」に入れさえすればリサイクルだから、苦労はない。

リサイクルするといつても一人ひとりが自分自身でリサイクルするわけではない。誰かがやってくれる。

だから、みんなごみの心配もなくなってペットボトルを気軽に使い出し、その販売量は4倍に増えた。

では、資源は「有効に利用」されたのだろうか。

図表1-1の一番下に違うような黒三角の線があるが、これが材料として再利用されたペットボトルの量である。まったく再利用されていないというわけではないが、法律をつくり、みんなに強制したのに3万トンぐらいしか再利用されていない。

実に少ない。

ペットボトルの販売量が51万トンなのに、再利用が3万トンである。リサイクルする前の販売量が12万トンだから、リサイクル開始後に増えたペットボトルが約40万トン、再利用はたったの3万トンだ。実にバカらしい。

それでも公的な機関は「リサイクルしています」「日本はリサイクルの優等生です」と公言している。これには実は理由がある。



回収され、一定量（ペール）に詰められたペットボトル
(江東区リサイクルパークで)。

後で詳しく説明するが、リサイクルをしていると言うとお金が貰える。そこで消費量もごみも本当は増えているのに「リサイクルして資源を節約し、ごみも減っています」とウソを言っている。

つまり、ペットボトルのリサイクルは、(1)資源を節約し、(2)ごみを減らし、(3)資源をもう一度使う、と喧伝されてきたが、事実は、(1)資源を7倍使い、(2)ごみが7倍増え、(3)資源はほとんど再利用されていない、というのが実態なのである。

リサイクルするにも資源を使う

何万トンという単位では少しありにくいで、ペットボトルの本数で整理してみると次のようになる。

昔は、12本のペットボトルを使って12本を捨てていた。リサイクルが始まったので安心して51本のペットボトルを使うようになり、そのうち24本を分別回収して、27本を捨てた。回収した24本のボトルのうち3本を再利用して、残りは再生工場から焼却したり捨てたりしている。だから、捨てた量は全部で48本になった。

実にバカらしい。

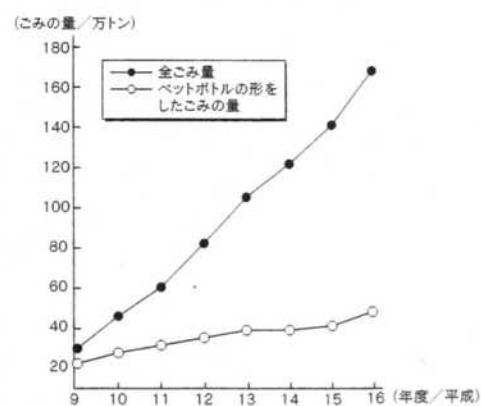
しかし、社会にはいろいろな人が生活している。これだけ事実がハッキリしていても、ペットボトルを分別するのが好きな人もいるだろうし、主義主張を持っている人もいる。だから、51本のうち、3本でも資源として使えれば良いじゃないかという意見もある。

しかし、そうではない。3本再利用するのにどのくらいの資源を消費し、ごみを出しているのだろうか。

ごみの量もキチンと計算してみよう。

まず第一に「ペットボトルの形をしたごみ」に注目する。平成5年には販売されていたペットボトルのほぼ全部がごみになっていたから、ごみは12万トンで、すべて「ペットボトルの形をしたごみ」であった。それが平成16年にはリサイクルが進

図表1-2 全ごみ量とペットボトルのごみの量



み、一般家庭から出るごみは27万トンに増えた。それだけではなく分別回収したペットボトル24万トンのうち、3万トンしか再利用されなかったので、21万トンはペットボトルリサイクル施設からごみとして出された。

だから結局、家庭からの27万トンとリサイクル施設からの21万トンを合わせると、「ペットボトルの形をしたごみ」は48万トンになった。

ペットボトルの形をしたごみはリサイクルによって4倍に増えた。

それだけではない。

ペットボトルをリサイクルするには、家庭で分別してごみを

集め、トラックで運搬し、ペットボトル以外のものを取り除き、蓋を取り、ラベルを外し、洗浄し、「ペール」というまとめた形にして一時的に貯蔵し、それからリサイクル工場に運搬する。

このようにリサイクルするといつても神様がしてくれるわけではない。人間がするのだからトラックの燃料も使うし、処理するにはベルトコンベアーや電気も必要である。分別回収には箱やトラック、そして処理設備もなくてはならない。それもこれもすべて、年を経れば入れ替えなければならない。

あれやこれやで、当たり前のことが「リサイクルするにも資源を使う」のだ。

そこでペットボトルをリサイクルするのに、毎年どのぐらいの資源を使っているかを計算してみた。

■ ペットボトルをリサイクルすることで、資源を7倍使っている

1本のペットボトルをつくるのには、その倍の量の石油を使う。だから12万トンのペットボトルをつくるためには24万トンの石油が必要となる。

リサイクルをしなければ全部捨てことになるが、その際に運搬や施設などに2万トンの石油を使うので、リサイクルをしていなかった平成5年には12万トンのペットボトルのために全部で26万トンの石油を使っていたと概算できる。

ところが、1本のペットボトルをリサイクルするためには、3.5

倍の石油を使う。だから平成16年にはペットボトルを51万トンつくっているが、つくるのに102万トンの石油を使い、24万トンを分別回収してリサイクルしようとしているので、そこで24万トンの3.5倍の84万トンの石油を使う。残りの27万トンは捨てられているから、運搬や施設などに2万トンの石油を使う。総計、188万トンの石油を使った。

少し数字がゴチャゴチャしてきたが、リサイクルをする前に使っていた石油が26万トン、リサイクルをするようになって使った石油が約200万トンである。そして再利用できたペットボトルは3万トンである。

「物」というのはこの世から完全に消滅することはないので、リサイクルに使った200万トンは最終的にはごみになる。ごみの形はさまざまだが廃棄物になるのは確かである。

つまり、ペットボトルをリサイクルするようになり、平成5年から16年にかけて資源（石油）は約7倍も使い、ペットボトルの消費量もペットボトルの形をしたごみも約4倍になり、全部のごみを計算するとおよそ7倍になった。

資源7倍、ごみ7倍！

これだけ数字がハッキリしているのだから、ペットボトルのリサイクルは環境に対して逆効果である。

一体、我々は何をやっているのだろう。どうして、こんなにはっきりと環境を汚すペットボトルのリサイクルが横行しているのだろうか。

それには巧妙なトリックがあり、そこに利権構造があるから

に他ならない。リサイクルは環境のための行動ではなく、むしろ利権団体にお金を上げる行為なのだ。

■ 欧米人と日本人で大きく異なる衛生感覚

利権の本丸に攻め入る前に、小さな疑問を片づけておきたい。スッキリと本筋だけを理解したい読者はこの項目を飛ばしても問題はない。なぜならここからしばらくは、「どうしてペットボトルのリサイクルが上手くいかないのか」という理由を整理しておくためだからである。

ヨーロッパの一部の国では、一度使ったペットボトルを工場で洗って繰り返し使うことも行われている。盲目的ヨーロッパ信奉派の人は日本でも同じようにすべきと言う。しかし、日本では到底無理だ。その理由は簡単で、日本人が清潔好きだからである。

ヨーロッパ人やアメリカ人は合理的な考え方を持っていて、繰り返し使うペットボトルの見かけが汚くなってしまって平気だ。極端な場合には洗っても溶けないチューブインガムのようなものが入っていても「消毒してあるから大丈夫」という考え方をする。

しかし、日本人は違う。いくら消毒してあってもペットボトルが汚れているお茶を買う気はない。これはヨーロッパ人と日本人のどちらが正しいということではない。このような感覚は国民性である。良い悪いの問題ではない。

日本のホテルには例外なくスリッパが置いてあるが、ヨーロ

ッパやアメリカのホテルには例外なくスリッパがない。

ヨーロッパ人は、ホテルで風呂に入ったらベッドに行くまで靴を履くのだろうか。そんなことはないだろうと思うが、スリッパがなければ履くものは靴しかない。裸足で靴を履くのは嫌だし、まして風呂に入ったばかりなのに、半分濡れた足を靴に突っ込む気は起こらない。どうしているのだろうか。

ある時、外国人の女性に、「ホテルでお風呂に入ってベッドに行くまでにどうしているの？」と訊いてみた。「なんで、そんなことを訊くの？」と言うから訳を話した。すると次のような答えが返ってきた。

「何言っているの。裸足で歩くわよ。だって、足の裏にばい菌がついても膝まで上がってこないじゃない！」

確かに言われてみればそうである。足の裏が汚れてもその汚れが上まで上がってくることはないだろう。そう言えば、昔、アメリカの映画を観ていたら、女優が石鹼の泡を体中に付けたままでお風呂から上がり、バスタオルで泡を拭いていた。一緒に男性は靴を履いたままベッドでひっくり返っていた。

彼らは我々と感覚が違うのである。我々は風呂から出る時には石鹼は綺麗に洗い落とす。少しでも体に石鹼の泡が付いたら何となく気持ちが悪い。また、足の裏が汚くなるのは全身が汚れるのと同じである。だから日本人はペットボトルを何回も使うことはできない。家族や友達が使ったのなら良いが、見ず知らずの人が飲んだペットボトルをいくら消毒しているからといってそのまま再利用することは気持ちが悪い。それなら

飲まない方が良い。それが日本人の感覚である。

ペットボトルを原料に戻すためにも石油を使う

ところで、ビール瓶が繰り返し使えるのにペットボトルが使えないのはなぜかというと、ビール瓶はガラスでできているが、ペットボトルはプラスチックでできているという簡単な理由による。誰でも知っているようにガラスは硬く、プラスチックは柔らかい。ガラスは傷が付かないが、プラスチックはすぐ傷が付く。もしプラスチックが硬くて傷が付かなければ自動車メーカーは車の窓をプラスチックにするだろう。

だからペットボトルもすぐ傷が付いて汚くなる。見かけが汚くなるだけではなく、傷というのは小さな溝だから、そこに異物が詰まってしまえば取れない。つまり、衛生的ではないのである。

さらにプラスチックは化学的に反応しやすい。砂糖の入った飲料をペットボトルに入れるとペットボトルの材料と砂糖が反応して新しい化合物ができる。これも厄介だし、ペットボトルにはいろいろなものが入るので何が反応して何ができるかもわからない。だから衛生的に危険である。

もう一つ、ガラスは熱に強いがプラスチックは弱い。ガラスは油にも水にも溶けないが、ペットボトルは油に溶ける。だから厄介なことには、消毒するには薬品を使うのではなく熱湯で消毒した方が良いのだが、ペットボトルに熱湯を入れると形が

変わってしまう。

そこで、結局、ペットボトルを回収してもそのままでは使えないでの、最初の原料に戻して全部やり直すことになり、それをペットボトルのメーカーが試みた。

その工場を山口県に建設したが、うまくいかず今は動いていない。全国で使ったペットボトルを山口県に運ぼうとしても軽くてかさばるので運ぶのに膨大な石油を使う。さらに原料に戻すためにも石油を使い、それでも集めたペットボトルの一部しか元には戻らない。

2006年3月に「よのペットボトルリサイクル」(三重県)という会社が民事再生法の適用を申請した。つまり潰れたのである。

その会社の社長はコメントで「結局、リサイクルには手間がかかります。その上、リサイクル品はあくまでリサイクル品であり、資源ごみのペットボトルから元の透明のペットボトルが作れるわけではありません。(『日経ビジネス』2006年9月25日号)」とおっしゃっているが、この社長は被害者である。分離工学や材料工学によってそれはリサイクルを始めた時点からすでにわかっていたことだ。専門家が損得を考えずに正しい情報を社会に流すべきだったのだ。

つまりペットボトルは繰り返し使えないのだ。ペットボトルは人間がつくったものだけれど、元を辿れば自然のもの(石油)である。自然のものに「こうしろ」と言ってもその通りにはならない。自然には自然の摂理がある。

日本はリサイクルの優等生だというウソ

現代は科学が進歩したために段々と人間が傲慢になった。特に技術信仰が強い日本では、何でも望むとおりにできると錯覚している面がある。「ペットボトルを捨てるなど何とムダなことをするのだ!」「もったいないから回収して再利用すべき」と考えた。

しかし、人間は「自然」に対して命令できるほど偉くはない。木の葉が秋になると枯れて落ちるように、枯葉と同じ「高分子」という材料でできているペットボトルも一度使えば劣化していく。

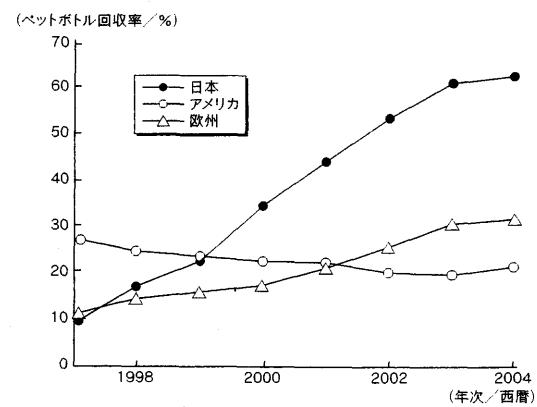
ところが、容器包装リサイクル法のような自然現象に反する法律をつくってしまった。そしてペットボトルのリサイクルによってお金を貰う人も出てきた。そうなると事態は複雑化する。最初は「環境を守る」という理想に燃えていても、現実にそれが生活になると「環境は徐々にどうでもよくなり、ともかくお金がほしい」となってくる。

そこで法律の範囲内でデータを提示し、国民をトリックにかけるようになっている。図表1-3を見てほしい。ペットボトルリサイクルの「国際比較」を行っている。

このグラフを見て多くの人が騙される。

どう見ても、アメリカやヨーロッパに比べて日本は断然、ペットボトルの分別回収率が高い。日本の回収率は10%から60

図表1-3 ペットボトルリサイクルの国際比較



%に上昇している。アメリカは最初のうち30%ぐらいだったが今は20%に下がっている。また日本では「ヨーロッパはリサイクル社会」と勘違いしている人が多いが、ヨーロッパは日本と同じように10%ぐらいから始まったが、今でも30%ぐらいに止まっている。

このグラフを示して「日本はリサイクルの優等生」などと言っている人もいるが、まったくの勘違いである。国際比較だから同じ基準で比較していると思うのが当然だが、実は違う。

実際には世界で日本だけが「焼却してもリサイクル」としているから日本のリサイクル率が高く見えるだけなのである。分



収集されたペットボトルは手選別で異物が取り除かれる。
写真はペットボトルのラベルをはがす作業。

別回収したペットボトルやプラスチック・トレーは焼却してもリサイクルに分類されると私が説明すると「そんなことがあるのですか！」と驚く人が多い。

実に恥ずかしいことである。

「誠」をもって世界から尊敬を受けていた日本人だったが、すっかりその根拠を失いつつある。リサイクルを始める時には、「焼却するとダイオキシンが出て危険なので、焼却はできない。だからリサイクルをしなければならない」と言っておきながら、実際には「焼却もリサイクル」と言い換える。

この話をするとリサイクルを熱心にやってきた人は、一様に

次のように憤慨する。

「そんなのウソでしょう！ 私たちは焼却したくないために分別しているのだから。それに焼却するならペットボトルだけを分別する必要もないじゃない！」

筆者に憤慨してもらつても仕方がない。なぜなら、焼却をリサイクルに分類したのはお役所と容器包装リサイクル協会なのだから。

リサイクルとお金の流れはどういう関係にあるか

プラスチック・リサイクルをするのになぜ国民を裏切ってまで「焼却してもリサイクル」としているのかというと、それに3つの理由がある。すべて「環境」とは無関係であり、体面を取り繕つたり、金銭的な理由からである。

- ①リサイクルと言わないとお金が来ない。
- ②リサイクルをすると言って法律までつくり、国民に分別をさせているのに、今更、リサイクルはダメだったとは言えない。
- ③リサイクルをすると言って国民に分別させて業者に渡しさえすれば、その後、捨てても「産業廃棄物」になるからお役所の責任ではない。

リサイクルだけなら簡単だが、そこにビジネスが絡んでくる

図表1-4 ペットボトルの消費量と回収量、再利用量



※1 第28回中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会資料「再商品化手法について」参考資料集9頁
(H16年度データ)
※2 西ヶ谷信雄 月刊廃棄物30(6)(2004)pp.66-70
※3 産業構造審議会環境部会 第13回廃棄物・リサイクル小委員会
配付資料5-1 容器包装リサイクル法の施行状況(H16年度データ)

と複雑になる。そこで、ペットボトルについて「回収されたもの」と「お金」の流れを図表1-4で整理してみよう。複雑な図だが、少し目を凝らして見てほしい。

図で黒い線はペットボトルといふ「もの」がどのように流通し、回収されているのかを示している。そして網掛けの線がリサイクルに関係する「お金」の流れである。

ペットボトルは製造され、飲料を詰めて販売されて消費者に渡る。消費者はそれを使い、リサイクルすることを信じて自治体に渡す。自治体は「リサイクルする」という業者にそのペットボトルを渡す。

実際にはペットボトルはリサイクルできないから、その多くを焼却する。しかし、リサイクルするということで業者が引き

取るので、自治体としては都合が良い。その理由は、次のようなものだ。

ごみとして引き取るとその処理は自治体の責任になるが、リサイクルするということで業者に渡せば、その後は知らないで通せる。また、業者にお金を渡すとしても、税金だから構わない。

つまり、自治体は助かり、業者は潤う一方で、国民だけが分別し、税金を払う。

また、図には示していないが、実際はあまり関係のない流通業者もリサイクルの特定分野の分担金を99%も負担させられている。「メリットのある人」と「損をする人」がこれほどはっきり一方的に分かれている例も珍しい。

我々はリサイクルのためにどのくらいのお金を取られているのか

リサイクルに支払われるお金は「リサイクル率が高い方が多く出る」ということなので、何とかして見かけ上はリサイクル率を上げておかなければならない。分別回収されたペットボトルを焼却しようが中国に売り渡そうが、そんなことは関係ない。ともかくリサイクル率の数字さえ高くしておけばお金が入る、そういうことなのである。

では、我々は何の役にも立たないリサイクルのためにどのくらいのお金を取られているのだろうか。

ペットボトルだけで計算しても面倒なので、卵のトレーとか

図表1-5 リサイクルによる費用増加と費用減少

単位:億円

対象		費用	
リサイクルのための費用増加	事業者 リサイクル費用	ペットボトル 84.2	
		プラ容器包装 290.4	
		その他 160.8	
		小計 535.4	
自治体 リサイクル費用		1178.7	
		合計 1714.1	
費用減少	自治体 一般ごみ処理費用削減	946.5	
	全体的な負担増	767.6	

出所：産業構造審議会環境部会廃棄物リサイクル小委員会、
第17回容器包装リサイクルワーキンググループ資料

その他の包装も含めてプラスチック容器のリサイクルで取られているお金を図表1-5にまとめた。

表の中でリサイクルを始めることによってお金の負担が増えた分は日本全体で約1700億円である。その大半は自治体が収集して選別する費用であり、それが約1200億円にもなっている。また、企業がリサイクルのために負担している費用の中でもプラスチック容器包装をリサイクルするのに約300億円がかかっている。

そして、この300億円のうちの99%を流通業者が負担しているので、流通費用がかかる。その分は製品の値段に上乗せされて反映されるので、結果的に消費者にそのまま転嫁される。だから国民は税金で取られるのと、製品の値段に上積みされて取

34 第1章 資源7倍、ごみ7倍になるリサイクル

られるのとでダブルパンチを受ける。

一方、「負担減」はリサイクルしたので「一般廃棄物」の処理費が少なくなった分である。リサイクルしたからごみが減ったのではなく、市民が分別したものを業者に渡せば一般廃棄物という名前のごみではなくなるので、自治体としてはそのまま負担が減るだけである。

それが約950億円だ。こうして見ると、容器包装のリサイクルは差し引き700億円以上の損失になっている。

リサイクルにまつわる国民への裏切り

本来リサイクルは、資源を節約し、環境を守るものだから、ただ捨てるより会計的にも改善されるはずである。地方税も安くなるはずだ。

ところが、現実にはリサイクルすることによって余計にお金がかかる。全国でリサイクルを始めて地方税が減ったとか、自治体の財政状態が改善されたなどという話は聞いたことがない。自治体はリサイクルによって余計に負担が増えている。

さらにプラスチックは現実には日本ではごく一部しかリサイクルされていないので、それを偽装するために「焼却もリサイクル」「業者が持つていけば、そのまま捨ててもごみとしては計算しない」というような国民への裏切りとも言えることをしている。

リサイクルに携わっている人は何のために人生を送っている

35

のだろうか。

おそらくこんなことを続けていたら、自治体の職員も退職する時の気持ちは晴れ晴れとはしないだろう。もともと真面目な人たちである。この際、事実をそのまま直視し、国民の側に立ったリサイクルのコスト計算をやり、できるだけ早く中止して、プラスチックはまとめて集めて焼却した方が良い。

しかし、岐阜県の裏金問題、福島県、和歌山県、そして宮崎県と続く談合事件など地方公務員の不祥事が続く。また政府も教育改革や地域再生のタウンミーティング(TM)を開き、「民意を聞く」と言いながら、予め政府が用意した「やらせ質問」を出席者にさせたり、集まる人数が少ないと公務員を動員したりしている。

日本はお役所が率先して法律に背き、倫理にもとる行為をする国になってしまった。

少し脱線したついでに説明するわけではないが、家庭から出るごみは燃えにくい。台所のごみなどは水分が多くペチャペチャしているため、そのままでは燃えないのだ。たき火をした人ならわかるが、水分が多くてペチャッとしたものに火を付けるのは大変である。そして燃えるためには空間があってそこに酸素が行き渡らなければならない。だから、ごみの中にペットボトルやトレー、タイヤなどがあるとよく燃える。

あまりにも当然のことである。たき火をした経験のある人なら誰でもすぐわかる。

それを資源の再利用もしないのに「リサイクルする」と言っ

て分別してしまう。かくして燃えないものや燃えにくいものが自治体の焼却炉に行き、そこに灯油をかけて燃やすことになる。実にバカラしくはないか。

リサイクルで儲けているのは誰か

リサイクルでバカらしいのは「家電リサイクル」も同じである。昔はテレビ、冷蔵庫、洗濯機そしてエアコンを捨てる時には「粗大ごみ」として捨てていた。新しいものを買うと「ああ、結構ですよ。古いものは引き取っていきますから」と言って販売店が持つて行ってくれた。当然の社会である。国民は気楽だった。

当時、粗大ごみで家電製品を捨てるところのぐらいお金を取られたかというと、1台当たり一番安い自治体でゼロ円、高いところで1900円程度だった。平均は500円位である。もともと自治体というところはそれほど商売が上手ではないし、能率も高くはない。自治体の人がサボっているのではなく税金を使って仕事をするにはいろいろな制約があるから仕がない。自治体の人はずいぶん頑張ってはいるが、もともと儲からない仕事をさせられているのだから辛い。

それでも平均500円でやっていた。

ところが、特定家庭用機器再商品化法、いわゆる「家電リサイクル法」が平成10年(1998年)に始まり、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機など平均して1台当たり約3500円も支払って、

引き取ってもらうようになった。一体、その差額の3000円はどこに行ったのだろうか。

イヤなのはお金だけではない。販売店がそのままでは引き取ってくれなくなった。面倒になるわ、販売店は困るわ、お金は7倍になるわと悪いことだらけだが、誰が得をしたのだろうか。なぜリサイクルすると7倍も余計に費用がかかるのだろうか。

ペットボトルのリサイクルではごみが7倍、家電リサイクルでは取られるお金が7倍に増えた。

7倍もする理由は、リサイクルすると言っても使い終わった家電製品から有用な資源などは回収できないからである。もちろんわずかな貴金属は回収しているが、ほとんどは捨てる。

そして、家電製品の材料の多くを占めるプラスチックは回収できない。回収したプラスチックは誰も使わないからだが、さらにそれを焼却してリサイクルと言い、リサイクル率の数字だけを高くしているのである。

国民は見かけのリサイクル率の数字を高めるために500円で済むところを3500円も払い、面倒な手続きをする。

家電製品というのは日本国民全員が使う。冷蔵庫にしろテレビにしろ、持っていない世帯はないと言ってもいい。しかも大抵が6年から10年経つと捨てられる。そしてリサイクル料金を「特定再商品化業者」が取るのだからこんなにおいしい話はない。

このお金の総額は約600億円とも1000億円とも言われている。

38 第1章 資源7倍、ごみ7倍になるリサイクル



堤防上から投げ捨てられた冷蔵庫。荒川流域の河川巡視員によると、「同じ種類の家電が同じ場所に複数捨てられている場合は、だいたい業者の仕業」だという。

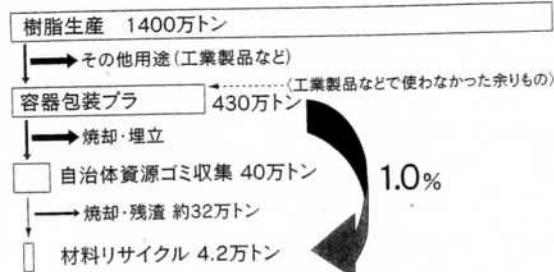
先ほどの容器包装リサイクルの1700億円に家電リサイクルの1000億円を加えると2700億円になる。容器包装リサイクル協会や特定再商品化業者は我々国民に深く感謝していることだろう。

国民的運動のように行っている 分別回収の虚しさ

家電リサイクルも資源を有効に回収できていないが、それは

39

図表1-6 プラスチックの生産量と回収量



出所：①独立行政法人国立環境研究所循環型社会・廃棄物研究センター、
プラスチックと容器包装のリサイクルデータ集
②社団法人プラスチック処理促進協会、プラスチック製品の生産・
廃棄・再資源化・処理処分の状況2003

容器包装全体でも同じである。日本では1年に430万トンのプラスチックを容器や包装に使っているが、そのうち9割を捨てて、自治体が約1割の40万トンを回収している。

我々がせっせと、やれ「燃えるごみ」だの「燃えないごみ」だのと言って一生懸命分別しているが、回収される量は10分の1、再利用される量は実に100分の1程度に過ぎないのが実態だ。

しかし、本当は回収率が低くて国民は助かっているとも言える。

せっかく苦労して分別して、運搬し、自治体に回収されてもリサイクルされるのは僅かに4万トン強、10%にしか過ぎないのである。図表1-6にまとめたように、これは容器包装に使われているプラスチックの僅かに1%だ。

これほど国民的運動のようにやっている分別回収が、生産量に対しペットボトルでは僅かに3%、その他の容器や包装材料では1%の回収率にしか過ぎない。

こんな酷いことがあるだろうか。

例えば、道路交通法と比較してみよう。

毎日、通勤で車を運転している人を例にとってみる。自宅から仕事場まで20キロ。いつもは制限速度60キロの所を20キロオーバーの80キロで走っているが、1ヶ月に1日だけは「違法日」と決めて60キロで通勤していたとする。ある日、不運にもパトカーに捕まって20キロオーバーの違反切符を切られそうになった。そこでこの人はこう言った。

「俺は役所と比べても法律を守っているほうさ。だって、30日に1日は制限速度を守っているんだから。法律というのは全部、守らなくてもいいんだろ？」 だって、容器包装リサイクル法はお役所が1%しか守っていないという話だ。それでも捕まらないのだから」

もちろん、このような屁理屈は通らないだろう。庶民は法律を破れば罰せられ、お役所は適当に諷魔化することができる。業者がリサイクルをすると言ったのだからと弁明すればそれで終わりである。

それならば、庶民にも何か言い訳ができる法律をつくって欲しいものである。例えば、「制限速度を守ることに努力しなければならないが、仕事の時間に間に合わなければ制限速度を守らなくてもよい」というような特例である。

40 第1章 資源7倍、ごみ7倍になるリサイクル

41

約1兆円のお金がリサイクルのために使われ、直接的間接的に我々が支払っている

お金の話に踏み込んだのでついでに、リサイクルに関係して我々が取られているお金をピックアップしてみよう。

政府はリサイクルの法律をつくってしまったので、リサイクルを推進しなければならなくなってしまった。実際にはリサイクルがうまくいっていないために、多くの税金を使ってリサイクルの技術を支援している。

例えば、平成18年（2006年）にリサイクルを推進するために直接使った国家予算は2000億円にのぼる。そのうち約半分は環境省で、約3分の1強が国土交通省、それ以外は経済産業省や農林水産省が受け持っている。

もちろんこの2000億円の予算財源というのは国民からの税収だ。つまり、実際にリサイクルを行うために必要な経費以外に、さらに国民は2000億円を払っていることになる。

プラスチックのリサイクルに1700億円、家電リサイクルに1000億円、さらにリサイクル推進のために2000億円だから、国民がリサイクルのために余分に払ったお金は1年間でトータル5000億円にもなる。

そして、この5000億円ですら少なく見積もった数字である。経済産業省でリサイクル推進のために払っている予算は一般会計からははっきりわからないし、企業でリサイクルをして余計なお金がかかった分は製品の価格に転嫁されているので、これ

も正確には判明しない。

推定だが、約1兆円強のお金がリサイクルのために使われ、我々が支払っている。「推定」になるのは、税金を使っているのに国が複雑な形で発表しているので大学でも調査がしづらいからである。

莫大な量のお金が使われ、それが広く国民から集められて一部の人の手に渡り、ごみも増えている。ペットボトルをリサイクルすればおよそ7倍のごみが出るし、家電製品をリサイクルすれば材料が回収できないから7倍のお金がかかる。それを何とかするためにさらに2000億円の税金を使うということがここ10年間も続いているのだ。

実際にリサイクルされているのかどうかを調査してみる

なぜリサイクルという名目の下にこれほどの税金が注ぎ込まれなければならないのか。

日本の国民は昔から自分たちの税金が何に使われているかということについては淡白で、「まあ、お上が適当にやってくれているだろう」と政府を信じている。しかし、このリサイクル運動に関しては国民は少なくとも裏切られているのである。我々はすぐにでも目を覚まして、リサイクルを止めさせるべきだ。

今は、「情報公開（ディスクロージャー）」が盛んである。しかし、リサイクルに関してはなかなか情報を得ることができない。

筆者の研究室が実際にリサイクルしているかどうかを調べようとして、回収している自治体に問い合わせると、決まって次のような答えのパターンだ。

「リサイクルすると言っている業者に渡しました。それ以上は知りません」

そこで業者に調査に行くと、このようになる。

「引き取ったものをどうしようがビジネスだからこちらの勝手だ。あなた方に商売上の秘密を言うわけにはいかない」

今まで筆者の研究室が調べようとした具体的な事例を示そう。

①静岡県沼津市にある大手企業の工場が「リサイクルを進めてごみゼロを達成した」とNHKの朝7時のニュースで報道したので、そのデータを調べようとしたら拒否された。NHKも現地を取材せずに会社からのデータで報道したと言っていた。

②アルミ缶のリサイクルで「缶から缶へ」という比率が高かつたので調べようとしたら、回収業者まではわかったが何に使ったかは示してくれなかった。そこでアルミニウムのリサイクルに関する協会に聞いたところ「回収したものを、アルミ缶に再生したという報告を集計ただけ」と言われた。実は、アルミ缶は蓋の部分と胴体の成分が違うので、単純に回収しても再利用できない。そこで問い合わせたのだが答えはなかった。



広島市にあるリサイクル業者ニコは、プラスチックごみを山中に放置していたが、処理を扱う委託料を詐取していたとして捜査を受けた。

③「愛知万博」で会場から出たごみを分別回収してリサイクルしたとの報道があった。同じく愛知万博に関係した業者からリサイクルすると言ってごみを引き取ったがまとめて捨てたと聞いたので、協会に問い合わせたら「引き渡した後は知らない」とのことだった。

④家庭からのごみの分別回収が進んでいる名古屋市に「実際に焼却せずに資源として有効に使った割合を教えてください」と問い合わせたが、「リサイクルしています」と答えるだけで内容については答えて貰えなかった。

リサイクルには税金や分担金が集められているので、リサイクル率を高く設定するとお金が支払われる。

そこでリサイクルを実施している団体に問い合わせをすると、答えは必ず「リサイクルするという業者に私たちは出している」「業者からの報告を集計しているだけ」と答える。国民は税金や分担金を払っているのだから、もっと詳しく本当のことを知る権利がある。

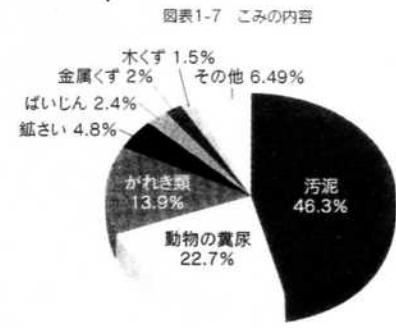
さらに、リサイクルは日本の環境を守る活動であり、分別をしているのは国民である。そんなものに「企業の秘密」などが適用されるはずもない。仮にこれまでリサイクルすると言って焼却していたりするのなら、逆にそのお金は返して貰わなくてはならない。

■ 本当はごみを分けても資源にはならない

家電を捨てる際にお金を取り、ごみの分別は毎日のように面倒だ。それでいて資源は新しい資源として回収できないし、ごみは増えている。こんなずさんなリサイクルに我々がコロッと騙されたのはどうしてだろうか。

まず「ごみを分ければ資源」というコピー。このコピーはわかりやすいため、世間に浸透した。一説では大阪の大学教授の発明という。「ごみは分けなければごみ、分ければ資源」と言わると何となくそう思ってしまう。

戦前、戦時中の日本に「鬼畜米英」というコピーがあった。



出所：環境省、平成12年度循環型社会の形成の状況に関する年次報告書

アメリカ人とイギリス人は鬼畜生だというのだからすごいコピーである。

しかし、そう言われて信じ込んでしまうとその時点で思考が停止する。米英は鬼畜生だからやっつけなければならないという国民的合意の土壤を形成しながら太平洋戦争は始まった。

そして、日本人の犠牲者は300万人に上った。

「分ければ資源」と言わると本当にそう思えてくる。しかし、図表1-7を見れば真実がわかる。

日本のごみの90%に当たる産業廃棄物の内訳は、汚い土（汚泥）が半分、動物の糞尿が3分の1、そしてがれき、鉱山の廃物（鉱滓）、煙突からのばいじんが4分の1を占める。

誰がこのごみを使えるのか。汚泥、糞尿、ばいじんを有効な資源として使えるという剛の者はいるのか。

そんな者はどこにもいない。

本当は「ごみは分けても資源ではない」というのが正しい。「鬼畜米英」などではなく「アメリカ人もイギリス人も会ってみれば人間」ということと同様である。いつも事実をよく見ていなければならない。しかし、人間の頭は幻想をつくりやすい。そしてその性質を利用して儲けようとしている人たちがいる。

このコピーをつくったのは専門家だ。日本人はお国や専門家に弱い。それは良い性質なのだが、それにつけ込むのは良くない。

日本にはかつて武士と職人という専門家がいた。いずれも武士の魂、職人の魂があり、お金では動かず、自らの名誉を大切にしようとした。その伝統があるから日本人はお国（武士）や専門家（職人）の言うことをそのまま信じる傾向がある。それはお互いに信頼関係があったからである。

しかし、リサイクルや次の章に書くダイオキシンあるいは地球温暖化の問題にまつわるウソによってその信頼もなくなりつつある。このままいけば日本は国民との間の信頼関係という大事な財産を環境問題を糸口として失うことになるだろう。

■ スーパーの袋だけが 目の敵にされるのは間違い

実は、産業廃棄物の不法投棄が後を絶たないのも、「ゴミは分別すれば資源」とウソを言っているからだ。汚泥とか糞尿を目の前に積まれて「これは資源だから再利用せよ」と言わ

れても、実際に処理する人が困り果てるのは目に見えている。

それでは家庭から出るような廃棄物はどうか。

汚泥や糞尿より多少はマシだが、結局は使えない。包装に使っているプラスチックはポリエチレンなどが多い。プラスチックは石油からつくられるが、石油は大昔の生物の死骸である。

そして、石油は何にでも使えるわけではなく、そこから自動車や家電製品などに使う原料を取れば、残りのものにそれほど価値はない。

石油工業ができた頃には石油精製ができる化学物質のうち、かなりの部分を捨てていた。フレアースタックといって工場の煙突からボーボーと燃やしていたのである。それが技術進歩により、満遍なく使えるようになった。しかし、価値のあるプラスチックですら繰り返し使うことができないのだから、包装に使うような安いプラスチックはさらに価値がない。

スーパーの袋が目の敵にされているが、なぜスーパーで袋を無料でくれるかというと、もともとは余りものの石油を何とか袋にしているからである。

そういうとポリエチレンをつくっている人に悪いが、ポリエチレンを製造している当人たちも「俺たちのつくったものが無料で配られていると思うと悲しい」と言っている。でもそのまま捨てるより、たとえスーパーの袋でも1回使って捨てて貰った方が良い。もし安いプラスチックを包装にでも使わなければ、捨てるだけになるからだ。

さらに悪いのはスーパーの袋の代わりにもっと石油を使う

「専用のゴミ袋」を使ったり、リサイクルするために貴重なガソリンを使うようになったりすることだ。環境という名の下に日本人全体が非効率なやり方を正しいリサイクルだと思い込んでいることになる。

つまり、産業廃棄物も家庭から出る廃棄物もごみはごみ、分別しても資源にはならない。諦めて焼却するのがむしろ合理的、効率的な方法なのである。

ペットボトルのリサイクルより、自動車の量を減らす方が格段に環境にやさしく本質的

第二番目のトリックは「ペットボトルをリサイクルすると資源の節約になる」「リサイクルで背広ができる」といったことを言って、一切その量（規模）に触れないことである。

石油は、日本へ1年間に2.5億トン輸入され、この2.5億トンのうちのほとんどは燃料として使われる。発電所で燃焼させて電気をつくり、家庭や企業の冷暖房等に使用される。そして自動車で3分の1を使い、産業で15%使い、航空機で2%を使う。

燃料として使われる石油は直ちに二酸化炭素になるから回収はまったく期待できない。

ペットボトルをリサイクルすると資源の節約ができるというが、ペットボトルをリサイクルしようといった時に使っていった石油の量は26万トンだった。日本に輸入される石油全体の1000分の1がペットボトルに使われていることになる。

たった、1000分の1である。

だから仮にペットボトルのリサイクルが成功して、しかも100%回収できたとしても石油の消費量が1000分の1減るだけである。「ペットボトルをリサイクルすれば石油の消費を節約できる、資源を有効に利用できる」などと言うのはいい加減にしていただきたい。

月給を20万円貰っている人が「200円節約すると生活が楽になる」と言うようなものである。いくら「塵も積もれば山となる」といっても程度問題だ。ペットボトルのリサイクルを一生懸命やっている人は本当に真面目に「資源が節約できる」と思っているのだろうか。

もちろん、ペットボトルをリサイクルするのが簡単ならついでにやっても良いだろうが、それでももっと抜本的なことを同時にやらなければどうにもならない。

最初からダメなことをしているのである。

自動車は毎年、5200万トンぐらいいの物質を使ってつくられる。ガソリンや軽油は9000万トンも使う。合計で1億4200万トン。それに道路を整備したり、信号をつくったりするので、自動車関係で毎年、3億2000万トンぐらいいの資源を使う。ペットボトルの1200倍である。

つまり、自動車の量をわずか1000分の1でも減らせば、日本国民はペットボトルのリサイクルを忘れてても良い。石油ストップをつける時間減少しても良いし、電気をちょっと消しても良い。そうすればペットボトルのリサイクルなどたちまち不要になるという規模のものなのだ。

有意義にペットボトルを使って焼却するのが環境に一番良い

石油という資源を節約するためには、ペットボトルリサイクルよりも燃料を節約する方がはるかに得策だ。なにも1000分の1しか使っていないものに目を付ける必要はない。

ペットボトルは飲み物を入れるのに大変便利だし、醤油や油の容器にも使える。ペットボトルは軽く丈夫で、使い終われば簡単に燃やすことができる。環境対策としてはすでに優等生なのである。そんな便利なものを社会の一部の人にお金をあげるために、リサイクルするなどあまりにお人好し過ぎはしないだろうか。

際限なく使うのは問題だが、有意義にペットボトルを使って焼却するのが環境にも一番良いのは当然である。

ただ、一旦手に入れた利権の力は恐ろしい。おそらく、近いうちに「リサイクル」という名前のもとにペットボトルは全部、焼却されることになるだろう。お金だけはリサイクル費用を取られるのだが……。

ドイツが環境先進国であるとは必ずしも言えない

三番目のトリックは手が込んでいる。

日本人は外国人、特にヨーロッパ人やアメリカ人に弱い。ペットボトルのリサイクルを推進しようとした時に日本人の外国

人コンプレックスが巧妙に利用された。「ドイツはリサイクルをしている」とか、「リサイクルをしているから素晴らしい社会だ」というようなプロパガンダである。

当時、政府の政策に関係していた多くの人が公費を使ってヨーロッパに視察を行った。私も個人的にはずいぶん話を聞かされた。事実を公開したら実に面白いスキャンダルになるだろう。

リサイクルの視察でドイツに行って工場を見学し、夕方にはワインやビールを飲んで、そして報告書を書いて帰ってくるということが何回も何回も行われた。そしていつも報告書の内容は判を押したように決まっていた。

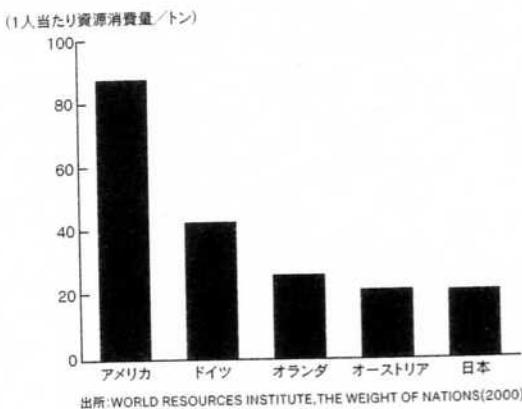
「ドイツは素晴らしい。日本もドイツのようにならなければいけない」という結論である。

しかし、それは事実と違う。

例えば「一人当たりの資源使用量」で整理すると、アメリカは資源の大量消費国で有名で、日本の約4倍も使っている。アメリカは資源使用の効率で日本よりずっと劣った国だから参考にならない。それでは皆がこぞって視察に行ったドイツはどうかというと、驚くべきことにドイツは日本の2倍も資源を使っている。「環境先進国」のはずのドイツが日本よりも資源を多く使っているのである。

データがないと落ち着かない方々のために国民総生産を基準にして1996年における国民一人当たりの資源使用量を重量で示した図表1-8を作成した。

図表1-8 1人当たり資源消費量の各国比較



アメリカ、日本、ドイツの3カ国では日本がダントツに資源の使用効率が高い。リサイクルが進み、資源の利用効率が高いはずのドイツが、なぜ日本より多くの資源を使っているのか。日本がドイツを真似るというはどういうことか。どこが「ドイツが優れている」のか。

冗談もいい加減にしてほしいものである。

当然のことながら資源を多く使うため廃棄物も多く出る。世界の中で製品の量を基準にして廃棄物の量を調べると、もっとも少ないのは日本で、リサイクルをして廃棄物を減らしているはずのドイツは日本よりも廃棄物量が多い。

日本がリサイクルを始めた頃の1996年、国内総生産量当た

り（ドル当たり）の行政統計によると、廃棄物発生量は日本が97グラムであり、ドイツは160グラムである。

ドイツの方が廃棄物は67%も多い。

実はドイツが日本よりも廃棄物が多い原因の一つは「ドイツがリサイクルをしているから」なのである。

このことは、「リサイクルが環境に良い」とか「ごみを減らす」という固定観念を持っている人には理解できないが、事実である。この事実だけでもリサイクルの無意味さがわかる。そしてドイツに視察に行った人は一体何を見てきたのかということだ。視察旅行のお金を返して貰いたい。

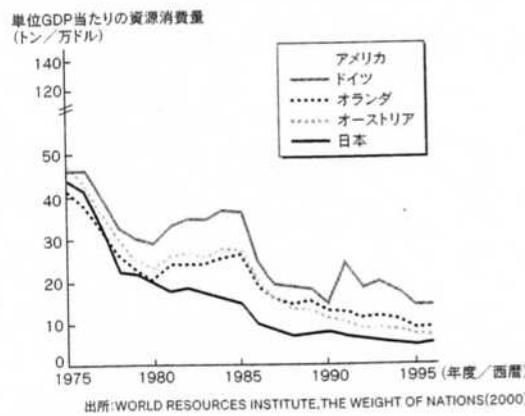
リサイクルをはやく止めなければいけない理由

1996年時点で比較すると、ドイツは日本よりはるかに資源利用効率の劣る国だが、それを少し長い目で整理してみた。今から30年ほど前からの先進国の資源消費効率を図表1-9に示す。

このグラフは筆者の研究室の学生が整理したものであるが、整理した学生本人がびっくりしていた。その学生も環境問題についてかなり詳しく知っていたが、これまで「リサイクルする方が資源の消費効率が良くなる」「日本よりドイツやヨーロッパの国の方が優れている」と思っていた。

ところが、事実は明々白々だ。グラフに1975年からの各国の資源消費量を示したが、日本がまったくリサイクルしていな

図表1-9 GDP当たりの資源消費量



い頃の1980年代の半ばを見ると、ドイツが20、アメリカが45で、日本はダントツに低く8である。図の縦軸は少しややこしいが、簡単に言えば「その国がどのくらい環境にやさしいか」ということを示しており、数字が小さい方が「環境にやさしい」。ここで言う「環境にやさしい」というのは、生産される製品の量に対して消費する資源が少なく、ごみが少ないことを示している。

日本がダントツで資源消費効率がいい。なにもドイツに視察に行かなくていいし、リサイクルをしている国ほど悪いのだから、リサイクルもしない方が良い。

もちろん、当時の日本の政府や専門家はこのぐらいいることは

よく知っていた。おそらくはマスコミも情報については専門家だから、日本よりドイツの方が環境に悪い状態になっていることを知っていたに違いない。

世界的にも「リサイクルをしていない日本が一番、環境にやさしい国づくりに成功している」ことがすでに証明されていたのである。

資源消費効率はリサイクルだけで変わるわけではないが、もし社会のシステムとしてのリサイクルが、本当に循環型社会に結びつき、資源消費効率を高めるならば、リサイクルをしていなかった日本が諸外国よりもダントツにいいなどということがあり得るはずがない。

そして、恐ろしいことに日本がリサイクルを始めた1990年から、少しづつ日本と他の国の線が近づいている。リサイクルがいかに日本の力をそぎ落とし、せっかく世界一環境にやさしい国だったのをダメにしていっているかがわかる。

リサイクルはここで示したペットボトルのリサイクルや容器包装リサイクル、また家電リサイクルの他にも、建築のリサイクルや食品のリサイクル、自動車のリサイクルといった多くのリサイクルが法制化されているが、それぞれ大きな欠陥を含んでいるから、できるだけ早くそういうリサイクルを止めることが日本の環境を良くするためには欠かせない。

特に日本は資源が少ないので資源を有効に使わなければならぬ。「資源を有効に使う」ためには「リサイクルを早く止める」ということである。

ごみ分別の無分別

リサイクルの法律の目的は、①ごみを減らす、②資源を再利用する、③生活環境を保全する、そして④国民経済を健全に発展させる、ことだろう。

現在のペットボトルのリサイクルやその他の容器包装プラスチックのリサイクルは結果的にごみを増やし、資源を多く使い、それに税金を使っているので法律の目的を達成していない。だから、明確に違法である。

「不法投棄」が問題になっている。しかし、お役所にしても「リサイクルするから分別してください」と言っておきながら、集めたごみを焼却炉や溶鉱炉に入れるという「不法投棄」をしているではないか。

法律は「やるふり」ではダメで、その目的を達成しなければ意味がない。自治体は法律に規定されたリサイクルをする必要があるが、リサイクルの方法は法律の目的を達成するために行われる。

当たり前のことである。

しかし、実際には一部の人にお金を渡し、法律の目的に反した方法を探っている。

リサイクルでごみが増え、資源が利用されていないことだけではない。リサイクルを進めることで「生活環境」は大きく悪化した。リサイクルが始まる前は、ごみは分別せずに自治体が

集めたので、毎日か隔日でごみを出すことができた。リサイクルが始まると、「今日は○○ごみ」というように規制された。特に夏場などはごみが腐るので堪らない。

この世の中には、お父さんが会社にお勤めに出て、お母さんは家で家事をして、二人の子供は学校へ行っているといった標準的な家庭ばかりではない。お母さんもお父さんも共稼ぎをしていたり、また単身赴任だったり、多様な生活環境を持った人たちが住んでいるのが今の日本の社会である。

その中で、分別する日が決まっていたらとても不便なのは目に見えている。また、分別収集するので街の中に分別して一時的に置くごみ置き場が増えた。例えば、名古屋では一般廃棄物貯蔵所の約10%が街の中のごみ捨て場になった。つまり、分別することによってごみの置き場は10%も増えたのである。

集中的な廃棄物貯蔵所は本来、一括管理ができるし、一定の場所にきちんとまとめておくことができるが、名古屋市の街の中にあるごみ収集所はそうなっているとは言いがたく大変に汚い。それも毎日、違うごみが置いてあるのでごみの中の街になった。ごみに群がるカラスもいるし、猫もいる。夏になると細菌も増えて臭い。

とんでもないことになっている。

ごみ袋を特定する必要はまったくない

おまけに市区町村で「ごみ袋を指定する」ということもやつ

59

た。リサイクルが始まる前のごみ袋はスーパーからもらった袋を有効に使っていた。ところが、ある時から自治体がごみ袋を特定するようになった。ごみ袋はどうせ燃やすのだから何でも良いのだが。

筆者はプラスチックの燃焼の研究を長くしているが、別段、ごみ袋を制限する必要はまったくない。ごみ袋を特定するために自治体はいろいろな理屈をこねている。例えば、ポリ袋をそのまま燃やすとカロリーが高いから焼却炉を破壊すると言っているが、これなどは素人でもわかるほど荒唐無稽な話である。

ごみ袋のカロリーがいくら高くとも、ごみ袋の中には台所から出された湿ったごみが入っているのだからカロリーは全体としては不足する。だから、普通に考えるならば、自治体がごみ袋をつくる特定の業者に便宜を図っているとしか考えられない。

業者と自治体が癒着している証拠を示せと言われると困るが、こんなに変な決まりをつくるのだから、自治体の方が業者と癒着していないということを証明する必要があるだろう。科学的にまったく意味のないことをするのだから、その理由をはっきりさせるのは実施側であって国民ではない。

情報公開（ディスクロージャー）の精神は、情報公開を要求された時だけ公開するのではなく、新しいことをやる場合やどうしても不合理なことをやらざるを得ない時には納税者にしっかりとその理由を示すことを言うのである。主人は国民であつ

ごみを捨てられなくなるのは、生活ができないのと同等である。昔のように裏庭があればそこに捨てる事もできるが、マンションに住んでいて自治体がごみを持って行かないということになると死活問題である。

「排出者責任」と言ってごみを捨てにくくしているが、人間が快適に生活をしようするとごみが出る。もともと自治体が市民に提供するサービスの一つに社会の活動に伴って発生する不要物を共同で処理する役割もあることを思い出していただきたい。自治体がごみ処理のサービスをしてくれないのであれば、自治体は解散して、福祉、教育などその機能ごとに分割して、国民は必要なサービスだけを選択できるようにしてほしいものだ。

リサイクルの強要は憲法違反

憲法には国民に3つの義務を課している。すなわち納税の義務、勤労の義務、そして教育を受ける義務である。それ以外には義務はない。

例えば、選挙に行くのは国民の義務ではなく権利である。国民が選挙に行きたいならば行けるようにならなければならないが、選挙に行かないからといって罰せられるということはない。

また、「国にとって必要だから」という理由で国民に勝手に義務を負わせることも憲法違反である。例えば北朝鮮がミサイルを撃つ。それは大変だ、日本の国を守らなければならないと

もし徴兵するなら憲法を改正しなければいけない。

分別回収もそれと同様である。誰の目から見ても環境を守ることは大切だと言っても、それだけで直ちに分別しなければごみが出せないなどというのは明らかにおかしい。

環境を守るために分別したい人がいるなら分別してごみを出す権利を確保するのは構わない。しかし、これを義務化するのは横暴である。

リサイクルした方が良いものと悪いもの

資源は有限だから一度使った資源をもう一度、使うことができればそれに越したことはない。昔から、古着、古新聞、鉄くず、貴金属などは業者が住宅を回って回収し、商売をしていた。リサイクルすべてが非効率なのではなく、資源として役に立つものは経済活動の中で立派に「リサイクル」できる。

ファッショナブルな意味での古着はビンテージ物として、逆に高い価値を生んだりするし、個人で使わなくなった服はフリーマーケットやネットオークションで売買されたりしている。また、古紙は現在でも規制をなくして昔と同じにすればチリ紙交換という商売が復活するだろう。

しかし、「チリ紙交換」と容器包装リサイクル法などによって守られた「現代風官製リサイクル」は決定的に異なっている。それは「自分で集めて、それで商売すること」と「他人が集め、それで商売すること」との差である。環境ということを考える

と「自分で集め、自分で商売にする」ということが第一義である。リサイクルの目的は日本全国で発生するごみを減らし、資源を節約することだから、お役所だけが節約できても仕方がない。

使用済みペットボトルの引き取りに関し、これまで自治体は処理業者に費用を支払ってきたが、最近では、処理業者がペットボトルを有償・無償で引き取るケースも増えてきたという。これは、中国でリサイクル資源としてペットボトルを含む廃プラスチックの需要が高まっていることを受け、日本からの輸出が増加している事情がある。

しかし、国際的に環境問題が浮上してから、常に議論されてきたのは「先進国のごみ(廃棄物)を発展途上国に押し付けない」という原則をいかに守るかということだった。

有害物を含む廃棄物を国境を越えて移動させることを規制した「バーゼル条約」もその一つで、国単位で「資源を使う国、ゴミを回収する国」に分けるという考え方は「環境」という概念にそぐわないと考えられたのである。

だから、たとえ有償でもペットボトルを外国に出すのは日本の国際的信用を落とすだけである。さらにこの問題は、「人が集めてくれれば、商売になる」という構造を具現化している。つまり、ペットボトルは膨大な税金を使って集められている。それをいわば低価格で横取りする。さらに国際的な約束に反して外国に出すのだから二重の倫理違反である。

海外からもその誠実さをもって知られてきたはずの日本人、

環境という理想——。それらが二重に裏切られるのはなぜだろうか。

それこそ著者がこの本で言いたいこととも関連する。国民が望んでいる環境の改善という問題を私物化し、それによって収益を得ようとする日本社会の構造こそが問題であり、これを放置しておいてはいけないということだ。私たちは「環境」問題を根底から見直さなければならないだろう。

第2章

ダイオキシンはいかにして猛毒に仕立て上げられたか